

平生町告示第20号

平成29年第3回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年6月5日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成29年6月19日

2 場 所 平生町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

平岡 正一君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成29年 第3回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成29年6月19日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成29年6月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 発委第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第1号 平生町介護保険条例等の一部を改正する条例  
日程第7 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定  
日程第5 発委第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第1号 平生町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 

出席議員(11名)

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
地域振興課長	藤田 衛君	町民福祉課長	石杉 功作君
税務課長	岡村 茂樹君	健康保険課長	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			兼末 仁君

---

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会は、本日から6月27日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成29年6月実施の例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって諸般の報告といたします。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告について、町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

平成29年度がスタートして2カ月が経過し、早いもので6月半ばを過ぎました。

水田には、みずみずしい早苗が風に揺れ、この時季ならではの風情を醸し出しています。この身近で豊かな自然と美しい風景に、心が癒されるような気がいたします。

今年の梅雨は、ほぼ平年通り6月6日に梅雨入りとなりました。5月には少雨で農作物への影響も心配をされましたが、これからその反動が出なければいいかと案じております。災害もなく、農家にとっては程よい恵みの雨にとどまることを願うばかりであります。

いづれにいたしましても、最近の地震や火山の噴火、近年多発しているゲリラ豪雨や土砂災害も想定し、初動体制も含めて、防災対策の一層の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

そうした最中、平成29年第3回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございました。

このたびの上程議案は、先日の臨時議会で議案を上程させていただいたこともあり、条例1件、そして人事案件の同意が1件となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、御報告させていただきます。

国の新年度予算は、年度内の3月27日に成立しましたが、当初予算としては、5年連続して過去最大を更新する予算額となり、一般会計予算で、97兆4,547億円となっております。歳出においては、年金や医療、介護を含む社会保障費が32兆4,735億円と、過去最大を更新し、全体の3分の1を占めております。ミサイル発射を繰り返す北朝鮮などを念頭に、防衛費も5年連続の増額となっております。また、歳入においては、新規国債発行額は減少しているものの、歳入全体の35パーセントを超える高い水準となっております。

また、6月9日に開催されました経済財政諮問会議と未来投資会議の合同会議の後、臨時閣議において、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」が閣議決定されました。

「骨太の方針」では、人口減少に伴う人手不足に対応するため、生産性を向上させる人材投資に重点を置き、幼児教育・保育では、早期の無償化実現に向け、年内に財源確保の結論を得るとされています。また、大学などの高等教育は、給付型奨学金などで負担軽減を図る方針を示し、無償化は今後の議論に委ねられています。

また、骨太方針では、財政健全化について、国内総生産（GDP）に対する債務残高の比率を安定的に引き下げることを目指す新しい目標が提示されました。基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化すると従来の目標も維持されていますが、経済成長を重視する新指標に軸足が移り、歳出改革が後退するのではとの懸念もあるところであります。

一方で、「成長戦略」においては、AI（人工知能）やビッグデータなどの先端技術を産業・生活に取り入れることで、人手不足や低成長など、日本が抱える課題の克服を目指すとしています。また、ドローンを使った荷物などの配送や自動運転を実現する目標年を示したほか、既存の法規制に縛られず自由に実証実験できる特例制度を創設し、起業の挑戦を後押しするとしています。

いずれにしても、地方にとっては、こうした方針や戦略等、あらゆる手段を総動員して財政再建や地域経済の再生につながるよう期待をしているところであります。

こうしたことから、地方財政や地方交付税をはじめ、地方を取り巻く様々な課題につきましても、今までも地方6団体で国に要望しておりますが、今後におきましても「国と地方の協議の場」や様々な機会を通じて、地方の声を発信し、県の町村会長としても参画している全国町村会を含む地方6団体において団結し、強力に要望していきたいと考えております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」に触れてみたいと思います。

まず、行政協力員会議について、御報告いたします。

4月19日から28日にかけて、町内5会場において行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員の皆さんにも御出席いただきまして、誠にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

会議では、多くの自治会長さんが行政協力員として就任をされておまして、今自治会の数は147ありますが、この内、新規の自治会長さんは、104人、約71%の方が新規の自治会長さんとして御就任をされております。

行政協力員会議では、こうした新規の方が多くこともあり、主に行政側からのお願いや情報提供などの説明をさせていただいたところであります。

説明後には意見交換も行いましたが、多くの御意見や御質問、また、要望をいただきました。

これらの意見の中には、例えば、企業誘致の取り組みについて、有害鳥獣の被害対策について、イタリア化構想の取り組みについて、地域交流センターの改修要望について、公共施設のAED

設置箇所の周知について、等々、沢山の御意見や御質問をいただき、情報交換ができたと思っております。一定の成果があがったものと考えております。

なお、内容によっては早急に対応出来るものと、引き続き検討課題となったものなどがありますが、それぞれ担当課において対応させていただいております。

次に、協働のまちづくりについてであります。

昨年5月には、町内6地区すべてにコミュニティ協議会が設立されました。各地区コミュニティ協議会においては、住民アンケート調査等をもとに地域課題を抽出し、地域の課題解決と活性化のための事業計画を策定され、それぞれの地域の特性を生かした活動が展開されています。

4月には、16日の宇佐木コミュニティ協議会の総会を皮切りに、5月14日の佐賀コミュニティ協議会総会を最後に町内6地区のコミュニティ協議会総会が開催されたところであります。それぞれ夢プラン等にもとづく自主的な活動に取り組まれていることや今後の活動計画が報告され、参加と協働のまちづくりの機運が一步一步前進していることを実感することができたところであります。

すでに広報等でお知らせいたしておりますが、本年4月1日から、これら、コミュニティ協議会などの地域自主活動の機能が発揮できる拠点づくりとして、公民館及びコミュニティセンターが「地域交流センター」へと移行しました。

移行にあたって、6地域の交流センターに嘱託職員を配置し、地域交流センターの管理・運営の事務やコミュニティ協議会の事務補助等の業務を行っているところであります。また、集落支援員につきましては、平生まち・むら地域、宇佐木地域、大野地域、佐賀地域に配置し、地域内集落の巡回、コミュニティ協議会の活動支援等を行っていただいております。

5月11日にはセンター職員、集落支援員が一堂に会しましての研修会や意見交換会を開催し、地域の課題や要望、また、今後の地域交流センター運営のあり方等についても活発な御意見をいただいたところであります。

今後、センター職員、集落支援員、各コミュニティ協議会が連携して地域課題に取り組んでいただき、町としても自主的な活動をしっかりと支援していきたいと考えております。

次に、土地開発公社の清算終了についてであります。

土地開発公社の解散につきましては、昨年12月議会で御同意をいただき、同月28日に県知事の解散認可をいただいたところです。

その後、清算終了に向け、債権の申し出の公告を経て、残余財産927万3,279円の町への引き渡しが完了しました。去る5月22日には土地開発公社の清算人会を開催し、清算終了の承認をいただいたところです。

今後の手続きとして、清算終了の登記、県知事への届け出を行った後、一連の手続きを終えて、

昭和49年に設立された平生町土地開発公社がこれまでの長い歴史に幕を閉じ、消滅することとなります。

これまで、議会の皆様にも理事として役員に御就任いただくなど、土地開発公社の管理運営や公有地の拡大の推進に多大な御支援をいただきましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

次に、曾根地区防災訓練についてであります。

5月28日、午前8時から、曾根コミュニティ協議会の主催による「曾根地区防災訓練」が実施され、約250人の曾根地区の住民の皆さんが参加されました。

想定災害は、南海トラフを震源とするマグニチュード7.8の地震が発生、平生町においても震度6弱を記録し、倒壊家屋も発生したというものであります。

午前8時には気象庁より大津波警報が山口県東部地区に発令され、想定津波の高さは3.8メートルとされており、ただちに住民へ避難をするように防災行政無線を利用して放送を流し、避難が開始されました。

今回は、あらかじめ決められた3カ所（曾根地域交流センター、曾根八幡宮、教相寺）を避難場所として指定をした上で、第6分団の消防団員による避難誘導訓練及びそれぞれの避難場所における団員によるミニ講習会が実施されました。その後、曾根地域交流センター及び思い出広場において、広域消防組合と社会福祉協議会の協力を得て、体験型訓練が実施されました。

体験型訓練の内容としては、「心肺蘇生法」、「初期消火訓練」、「簡易担架・車いす体験」の3班に分かれて、それぞれ消防職員や社協職員の指導のもと、実践的な取り組みがなされてまいりました。

これらの訓練により、地域防災力の向上がより一層図られたものと感じております。

次に、新庁舎整備についてであります。

これまで、新庁舎の整備の検討につきましては、町長を委員長とする課長会のメンバーで構成する「平生町新庁舎整備庁内検討委員会」を設置し、協議を重ねてきたところであります。

このたび、昨年の熊本地震を受け、国において、庁舎の建てかえを緊急に実施する「市町村役場機能緊急保全事業」という起債事業が創設されたところであります。本事業の創設につきましては、私も全国町村会の場を通じて強く要請してきた経緯もあり、一定の成果をみたものと判断しています。

ただこの事業年度については、平成32年度までの4年間となっており、本町としましても、この財源措置を活用して、今年度から、新庁舎整備に取り組んでいきたいと考えているところであります。事業年度が32年度までであることから、スケジュール的に新庁舎整備の基本構想と基本計画の策定については、今年度中に実施したいと考えております。

つきましては、9月補正予算において、この基本構想・基本計画の策定業者への委託料を計上させていただきたいと考えておりますので、その際には、御理解と御協力をお願いするものであります。今後、新庁舎整備につきましては、議会の皆様に対しまして、逐次報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、「行政報告」として報告させていただきました。

終わりに、平成28年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額5億1,524万3,079円、歳出総額4億9,316万8,100円で、差し引き1億6,207万4,979円となりまして、繰越明許費2,445万3,000円を控除いたしますと、1億3,762万1,979円が実質の収支額となるものであります。

次に、特別会計であります。6つの特別会計の総額を申し上げます。歳入総額4億8,928万1,324円、歳出総額4億2,171万6,620円で、差し引き、1億7,756万4,704円となりまして、繰越明許費123万円を控除いたしますと、1億7,633万4,704円の実質収支額となるものであります。

以上、平成28年度の一般会計ほか、6つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 4月以降の教育行政についての進捗状況や経過について、1点御報告申し上げます。

佐賀小学校小規模特認校制度についてであります。小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小学校で学びたい、また子供たちを学ばせたいという希望者に対しまして、一定の条件のもとに通学区外からの入学を認め、児童を受け入れる制度として小規模特認校制度を設け児童を募集したところでございます。

昨年度は8名がこの制度を利用して佐賀小学校に通学しました。そのうち1名は卒業しましたが、今年度は新たに4名の児童が加わり、計11名の児童が通学しております。制度2年目を迎え、全校児童49名中11名ということで、一定の成果が表れたものと思っております。

今後も佐賀小学校を地域コミュニティの核と位置づけて、あわせて、特色ある教育活動を行う小規模の学校の一層の活性化を図るため、ホームページ等を活用し、この制度の周知、特に県外への情報発信にも努めてまいりたいと思っております。



以上をもちまして教育行政の報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

---

#### 日程第5. 発委第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、発委第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。河内山議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。河内山委員長。

○議会運営委員長（河内山宏充君） それでは、御提案いたしております発委第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

このたびの条例改正は、公正、中立的立場で議会運営をなさなければならない議長の職責に鑑み、議長が常任委員会に所属しない判断をする場合の法的根拠として条例整備をするものです。

改正する内容は、平生町議会委員会条例第5条第1項「議員は少なくとも一の常任委員となるものとする」に、「議長は常任委員とならないことができる」をつけ加え改めるものです。

議員各位におかれましては、何とぞ趣旨を御理解いただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の発委とする提案理由説明とさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。発委第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第1号

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第6、議案第1号平生町介護保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、本日御提案を申し上げました議案1件につきまして、御説明させていただきます。

議案第1号平生町介護保険条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、同日施行されたことに伴いまして、主任介護支援専門員の定義規定をより明確化するものであります。

主任介護支援専門員の定義改正につきましては、平成29年3月議会におきまして介護保険条例の一部改正を行っておりますが、今回の省令改正に伴いまして、介護保険条例の本則、及び平成29年3月に制定しました介護保険条例の一部を改正する条例の附則の整備をいたすものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げております議案1件の提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようによろしく願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第7. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第7、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それでは、通告書に従い質問します。

基本計画で、人口維持のためには出生率の上昇と社会増の傾向に対する対策をするとある、現在までの取り組みと実績について、そして今後の見通しを尋ねます。

中でも、平成27年7月21日付の朝日新聞に、「若者よ平生へ、まちが定住策」と大々的に掲載されました。プロジェクトは、若者定住、3世代同居、起業支援、空き家リフォームの4本柱です。

若者定住では、夫婦のいずれかは40歳以下の世帯が対象。町内に新築や建て売り住宅、中古住宅を取得し、10年以上住み続ける意思がある場合20万円を補助。さらに町外からの転入者であれば、中学校就学前の第1子に5万円、第2子以降10万円が加算、過疎化が進む佐賀地区では、住宅取得者に50万円、転入者には第1子に10万円、第2子以降は20万円に増加され

る。高齢者が安心して暮らせるよう、3世代同居も推進する3世代住宅の取得やリフォームの費用の40%以内、最大50万円を補助する。急増する空き家の利活用では、空き家バンクの登録を前提にリフォーム費の50%、最大30万円を補助する制度も設けた。町外からの転入を促す狙いだ。若者層の町外流出に歯どめをかけ、雇用するために、起業チャレンジ支援事業も始めた。町内事業所を開設する個人や法人を対象に、年間最大50万円を3年間補助。いずれも4月にスタートした事業で、一連の事業費は、国の地方創生交付金を充て、年間計約2,400万円を見込んでいる。一人でも多くの若者を呼び込み、まちの活性化につなげたいとあります。一方では、平生町は、消滅可能性都市に該当しています。このことも踏まえ答弁をお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 人口減少の歯どめ対策として、今それぞれ定住対策についてお話をされておりますけれども、概況について、御報告を申し上げておきたいと思っています。

まずは、人口動向ですが、出生数の動向について、10年前にも大体100人台ぐらいで推移をしておりました。平成24年度に大幅に減少しまして68人。その後徐々に回復をして、今平成28年度で84人ということであります。合計特殊出生率、これは1人の方がどれだけ生涯に産むかということ。一生涯の中で産むとしたときの子供の数ということになるんですが、これも平成14年度ごろは1.45でありましたが、今これまだ24年度であります、1.6に回復しておるといことで、国、県の水準を超えて回復をしてきておるとい状況です。

一方で、そうはいつでも自然減といいますが、毎年百七、八十人の方がお亡くなりになっておられます。したがって、生まれるほうが、今言いましたように84人、180ぐらいの方が、約100人ぐらいの方が自然に亡くなっていく。減っていくという状況です。

それに、いわゆる社会増減といいますが、転入、転出の差、これが大体30から40ぐらいありますから、百四、五十人ぐらいの人口が平均すると減ってきておるといことなんです。

ただ、平生町の場合は、所帯数はずっとこの5年間、5,600台をずっと横ばいできております。ということは、人口は少し減少傾向にありながら、所帯数はそのままということですから、大体ひとり暮らしの方、核家族が進展をしておるとい状況だろうといふうに受けとめております。

こうした状況の中で、一つは、先ほども指摘がありましたように、若い人たちの定住に向けての対策、これは具体的な取り組み状況については、後に地域振興課長から答弁をいたします。

それと、いわゆる子供、先ほど言いましたように、結婚、妊娠、出産、子育て、これに至る取り組みについて、今重点をおきながら、そうした取り組みをあわせて、両方あわせて、そういう取り組みをやっていきながら人口の減少に歯どめをかけていこう。こういうことで、取り組みを進めさせていただいておるとい状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 御質問いただきました人口定住対策につきましては、本町の未来戦略の中に位置づけております。主には28年度の実績について御報告申し上げたいと思います。

一つ、政策目標として若い世代が安心して結婚、出産、子育てできる環境の整備ということで、広域事業でございますけれども、出会いの創造プロジェクトということでございまして、婚活イベントを実施しております。3回開催いたしまして、13組のカップルが成立したところでございます。

政策目標に若い世代の移住、定住、交流の促進ということでございます。空き家の利活用促進プロジェクトということでございます。空き家バンク登録件数として、9件ございました。そのうち、成約したのは2件ということでございます。

それから、同じくアイ・ラブ・ひらお定住プロジェクトということでございまして、若者定住促進住宅の補助事業というものを実施しておるところでございます。移住世帯数として7世帯ございました。町外からの平生町へ移住された方が7世帯。定住世帯として11世帯ということであったわけでございます。

それから、続きまして、3世代同居応援事業でございます。これについては、4世帯ございまして、合計として22人の移住につながった、定住につながったということです。

起業支援事業については、3件補助しております。イベント航海船の建造の実施、農業経営、イベント運営企画ということでの3件という状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 人口減や少子高齢化に歯どめをかけようと、あの手この手で取り組んでいる感じで危機感を感じます。一時的にお金は出す、補助金制度には年間1,400万円の経費を見込んでいる太っ腹な戦略は、婚活も13組成立すれば、私は立派と思います。成立というのは、そのとき成立で結婚にまで至ったんでしょうか。そこを尋ねたいです。それは、結婚に至るのは、平生に住まなくても私は成功と思いますので、それは13組もあれば私は大成功と思っています。出生率は少ないのはわかりますので、死亡も高齢者が多いだけに、85%、ぎりぎり頑張っているかなと思って、なんか一応はすれすれではありますが評価したいと思います。

私は、それでこの今の事業の課長が言われました、この策を講じた中でメリットもありますので、総経費はどれぐらい使われたんでしょうか。そこを今後、期待を含めて、どれぐらいリフォームに幾ら、何に幾ら、婚活の費用は3回やって幾らかかった、その金額はちょっと急

で申しわけないですけども、わかるところでいいのでお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） まず、婚姻に至ったケースについては、カップルは13組ということで、婚姻件数までは把握いたしておりませんが、これまでの婚活イベントの中で、婚姻まで至ったというのは2件聞いております。

それから、事業費でございます。まず、若者定住世帯の関係でございますけれども、経費については、先ほど申したとおりでございます。455万円でございます。

それから、3世代同居等応援事業でございます。これ4件ということで補助いたしました。これは200万円でございます。

それから、起業事業ということで、これ3件ということで報告いたしましたけれど、これは150万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 莫大なお金をかけているわけですから、これは28年度の実績で、開始はもう27年の4月からスタートしていますので、2年間の総トータルでしょうか。今、28年と言われたんで、1年間でよろしいのでしょうか。それを後お聞かせください。

町長にこの事業は、今のところ評価すれば何%で何割ぐらいでしょうか。それもお尋ねします。生きている限り、平生に住み続けなければいけない私たちのような人は別として、人は若者に限らず自分の住む場所を求めるなら、暮らしやすい、心の通う、住んでよかった、住みたくなるまちを探すでしょう。特徴あるカラーづくりが大切だと思います。あの手この手というのは、本当表現は私は嫌いですね。ばらまいたようなイメージに読みましたので、本当は特徴あるカラーづくりが大切だと思います。特徴ある平生町のカラーは、本当にこれで平生町を売り込むというカラーは何なのか、町長お聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほど27年度の例を挙げて申されましたけれども、基本的には平生町未来戦略で、これを一つの大きな、もちろん総合計画がありますけれども、同時に現状を踏まえて、平生町未来戦略を推進をしていく、その中に、今言いましたそれぞれの定住対策等々がありまして、それぞれKPI、目標、例えば、今のカップルが何ぼとか、これは何組ほど支援をするとか、そういうやり取りも目標値を具体的に定めて、それぞれの年度ごと達成状況をPDCAというふうに言っておりますが、それぞれ達成状況を点検しながら、その目標を具体的な目標値に沿って取り組みを強化してこうと、こういうことで、今、平生町とすれば、この未来戦略をしっかりと取り組んでいくというのが、一つのこれから町としての大きな柱ということになろうというふうに

思います。

あと金額のほうは、課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 今、報告した数字は28年度の実績でございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それでは、通告書の2番目の質問に入らせていただきたいと思っています。

今の人口が一番大事と思うんですけど、まずは、暮らしやすいまちづくりについて、道路について、公園整備について、高齢者、障害者、福祉関係について、大きくわけて3点、それぞれで質問させていただきたいと思います。

道路についてですが、3月末に大野曾根間の農免道路が完成、開通しました。開通を知らない人たちも、開通時、交通事故が2件発生したらしいとのうわさで知る人もあり、役場で尋ねると、どの職員も、広報で知らせてあります、広報を見られましたかと、明確な回答のみです。回答が返ってきました。

全面開通したのなら、長い年月をかけ、お金をかけ、また地権者に土地を提供いただき、農免道路ではあるが生活道として、これから大いに平生町のために活用される道です。地権者やかかわった人に感謝や安全祈願も含め、開通式のけじめはお金をかけずにできたと思います。新たに大きな道ができたことを町民に周知徹底させることが大切で、防災訓練も盛んに、28日も曾根で防災訓練がありましたが、津波など緊急時の避難場所にもなります。防災道路としても活用できます。交通停滞の対策にもなります。入り口の標識も必要と思われる。町民みんなが知ることは、この道の農免の意義は大きいと思います。

もう一つの道路は、曾根地域交流センター前の道路です。道幅が狭いです。あそこで大型車2台が国道のほうから押されて急いで入って来るといとき、本当に危険を感じます。門が立派過ぎて、見通しが悪いので危険なんです。大型車が敷地内に入るよう、門がなければ入れます。災害時には重要なことだろうと思います。道に面した花壇で、車が傷ついたり乗り上げたという声も耳にしています。危険のないよう、大事故が起こらないうちに対策をお願いします。

そしてそこにまた、廃止された休日診療所がありますが、曾根交流センターに上がる三差路までの国道です。これは行って説明しないとわからないので、簡単に言いますが、これは以前から申しておりますが、大きな事故の起こらないうちに、本当に対策をお願いするところです。

そして、その診療所に面した公園整備です。事故の起こらない公園の環境、曾根児童公園はさきにはあります。思い出広場もあります。見通しが悪く、入り口が狭い、災害時、フェンスがあ

りますので、災害でなくても車が出れば1台は待っていないと入れないというような状態で、幾ら駐車場が広くても間口が狭かったら混雑し、事故のもとと思います。混雑することが考えられます。駐車場として活用させているんですが、日中でも今、夏場は特にそうですが、暗く、桜の管理も必要ではないかと思います。今行ってみてください。桜が生い茂っています。廃止された休日、それは道です。

今度はそれ、今ごっちゃになって申しわけないんですが、それらは公園整備にもつながると思います。公園の見通しが悪く、入り口が狭い。死角にもなって、遊んでいる子供たちには不審者がいたらと不安な気にもなります。廃止された診療所は、解体、もう熊南地域休日診療所が正式名称だったのかも、こっちでわかりませんが、もう19年に終了しています。撤去費用をもらっていると聞きますが、どうして10年も撤去しないのか。撤去すべきではないでしょうか。曾根の一等地ですが、診療所周りは、カヤなど雑草が伸び、廃墟化して、公園や国道沿いなのに、管理されていなく、いま一度見に行き検討していただきたいと思います。

道路と公園についてはそれですが、暮らしやすいまちづくりの中で、もう福祉関係についてお尋ねしたいと思います。もう9月に敬老会が予定されています。敬老会に出席できない高齢者への対応についてです。町全体で出席率は14.7%、出席できない人が85.3%です。勝手に行かないのはそれとして、行きたくても行けない高齢者の方がおられます。「いらんもんじゃな、はよ死なんにやいけんよ、敬老会があったんで」そんな声を聞いたとき、私は「そんなこと言わんこと」と言ったんですけど、今になったら、それは本当じゃないかと思いました。どうして出席者だけで、折り紙の一つでも、何の一つでも、お金はいりません、お金のかかるものは要りません。そんなので、敬意を表する、長年生きたことに敬意をあらわしてあげるということはできないものかと思っています。もう少し、出席できない人への配慮と工夫はできないでしょうか。

そしてもう一つは、交通弱者の支援です。これも最近聞いた話なんですが、週2回タクシーで病院に行っている人の「年金暮らしは大変よ」と話されました。病院で他の市町との違いを患者同士で話すのだと思います。素朴な疑問を質問します。交通補助タクシーの算定基準は、根拠を教えてください。私が知っている範囲では、「補助金額は、平生は500円、柳井、田布施は630円、週2遍も行けば大きな違いなんよ」と言われました。私もきちんと確認はしていないので、きょうここで確認させてもらおうと思っています。近隣市町との補助金額の違いを尋ねます。

以上、道路関係3点、公園整備1件、福祉関係は敬老のあり方、交通補助金の2件です。これらは、身近で暮らしやすいまちづくりに直結していて、暮らしやすいなら人口もふえると思います。お答えをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 暮らしやすいまちづくりについてということで、3点、まず最初は、道路についてでございます。農免道路の関係です。これはかなり平成4年から始められ、平生中央、佐賀地区が平生南、曾根から大野まで平生中央、2つに分けて、県のほうとの整備によりまして、この農作物を市販的な流通経路にしようということで始めた事業でありまして、平生南については、平成4年から21年、平生中央については平成3年から、この今年の3月、かかって、それぞれ南のほうは佐賀のほうの農免は、もう既にこれは、平成22年の5月、今から7年前に開通を、これ供用開始しております。

今回の場合は、2区間に分かれておりますから、供用開始ができ次第、区間が完成し次第、供用開始をして使っていただくということで、順次、完成するにしたがって供用開始しておるという状況でございます。今年の平生中央、大野から曾根までの区間についても、一応3月の終わりにこの一部供用開始をしたというわけでございまして、順次、生活者の道路としても使っておるといいますから、利便性を考慮しながら、できがりは順次、使っていただくということで、供用開始をしてきております。

周知につきましては、先ほどありましたように、広報・お知らせ版等で、町民の皆さんにもお知らせをさせていただいておりますけれども、十分それが行き届いていないという御指摘ございまして、それについては、十分これから担当にさせていただきたいというふうに思っております。

早速この4月の連休前に、平生のウォーキング大会を開催いたしました。今回からこの新しくできたばかりのルートをここにに入れて、コースの中に入れて、皆さんに歩いていただいたということで、このウォーキング大会での周知を通じて、皆さんに周知を図っておると。

あるいは、またこの秋には自転車のレースがあります。これもこの区間を編入をして、走っていただくということにして、今計画を進めていただいておりますという状況でございます。しっかりこの辺についても十分周知を図っていきなというふうに考えております。

交通安全の対策についても、十分、平生の南のほうにもいろいろ注意喚起を促す補助標識を建てさせていただいておりますけれども、今後の通行状況を見ながら、こちら辺の交通安全対策というのもしっかり講じていきたいというふうに考えておりますし、適正な、やっぱりそれからまたいろいろな草も伸びてきます。適正な維持管理にも努めていきたいというふうに考えております。

それから、道路整備でございますが、休診の、旧熊南地域休日診療所、休診というふうにご覧のとおりですが、この施設については、御指摘のように平成19年に、今度は1市3町、柳井で休日夜間の診療所を1市3町で設置しましたから、そちらに機能を移して、こちらは役割を終えると。本来ならそこで、取り壊しということになるんですが、御承知のようにちょうど曾根地域



交流センターの、公民館の建てかえが行われました。そのときの備品等の保管庫として、保管先として活用させていただきたいという地元の皆さんからの要望もありまして、じゃあ、そういう形で使っていただきましょうということで、今日まで至っておるという状況で、今もいろんな地域交流センターでの催し物等も行われます。いろんな備品等については、ここが活用されておるというふう聞いております。

したがって、そこら辺の地元の皆さんとの交流センターを活用いただいております利用者の方々を含め、ここら辺のあり方については、しっかり管理運営をどうしていくかという協議を、これからぜひしていただくことになろうというふうに思っております。

いずれにしても、今平生町として、御承知のように、公共施設の総合管理計画というのを今つくって、これからそれぞれの施設についてどうしていくかというのを、全体計画の中で、個々の施設に位置づけをしていかなければいけませんから、その中で、この施設についてもどうしていくかということ協議していくこととなりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、公園への進入の交通安全対策等々につきましては、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから、交通弱者の交通機関、交通弱者に対する支援ということで、その前に高齢者、敬老会のことです。今まで地域社会の発展進展に貢献いただいた高齢者の方々、しっかり敬愛の念を示していこうと、こういう趣旨で取り組みを進めておりますけれども、一昨年から、いわゆるコミュニティ協議会にも協力をお願いしておるという状況でございます。開催に当たりまして、御協力をいただいておりますけれども、御指摘のように、出席したいけれども、なかなか体調等もあって出席できないような方々に対して、出た人だけを対象ではなしに、今、御指摘でございます。そのことも十分わかりますし、思いはあるけどなかなか行けないというような方は、どうしたらいいのか、先ほど言いましたように、今それぞれ協力いただいておりますので、どういう方法があるのか、さっきおっしゃいましたけれども、そこら辺の今の一定の要項をもってありますけれども、要項を改正しなきゃならんのか、あるいはまた、それぞれこっこの判断でそのところの対応ができるのか、いろいろどうすればそういった方々の意に沿うことができるかということも協議をさせていただきたい。検討させてもらいたいというふうに思っております。

それから、福祉タクシーの件でございます。大体助成額は、近隣市町等も大体同様にタクシーの基本料金分を見ているのではないかというふうに思います。これにつきまして、状況については、町民福祉課ですね、町民福祉課長のほうから答弁をさせます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足して説明させていただきます。

県道から、今の曾根地域交流センター、またふれあい広場のほうへの進入路が狭いというお話でございます。1つ曾根地域交流センターのほうにつきましては、確かに門扉が道路のほうにせり出したような形にはなっております。ただ、敷地内ということでございますので、そういった形で利用をさせていただくということで、当時の新しい交流センターをつくる際に地元と協議をされた結果だと思っております。

また、花壇につきましては、やはり地元の方たちの好意によりまして整備されておりますので、それを私も現地を確認をいたしておりますけれども、幅一、二メートル弱の花壇でございますので、景観上、もし必要ないというのであれば、撤去もお願いいたしますけれども、やはり地元の方たちの管理によってされておりますし、やはり環境を整備していく中では必要じゃないかというふうに考えております。またこれは地元と協議をさせていただきます。

休日診療所の跡地にフェンスが張ってありまして、その奥に入る道が狭いという話でございます。確かにフェンスが張ってあることによって、離合がほとんどできない状態の道幅になっております。ただ、入り口の一番入り口のところに、公衆電話ボックスが設置してありますので、それまだ使用をしているところでございます。そういったこともありますので、フェンスについては、撤去する方向で考えていきたいと思っておりますけれども、電話ボックスについては、電話事業者との協議が必要でありますので、またこれは協議をしていく上で、また地元の話もお聞きしていきたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午前10時15分からといたします。

午前10時02分休憩

.....  
午前10時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

石杉町民福祉課長。

○町民福祉課長（石杉 功作君） それでは、私のほうから障害者に対しての交通弱者の支援に対して御説明いたしたいと思っております。

まず、平生町では、身体障害者の1級から3級、知的障害者のA判定、B判定の方、そして精神障害者の1級から3級の方につきましては基本料金を助成しております。回数としましては年間の最大24回に加算がございまして、透析の通院者で自動車税の減免のある方についてはさらに48回、自動車税の減免を受けてない方については96回を助成しております。近隣につきましても、ほぼ基本料金を助成している状況でございます。まあ、加算措置としては透析されてい

る方も加算をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） 健康保険課のほうですけども、平成23年度から介護サポートタクシー券の事業を開始しております。外出が困難な状況にあります高齢者の支援に取り組んでいる状況です。

この制度ですけども、介護保険制度におきます要支援、要介護状態と認定された方に対して助成をしております。1枚につき500円のタクシー券を年間24枚交付するものでございます。利用状況につきましてはタクシー券の配布人数が平成28年度で約230人、延べ利用件数が28年度で2,700件となっている状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ちょっと今調べることがあるといけないので、隣の市、柳井市と田布施のことは調べていたらまた後でお聞かせください。

それと、先ほど町長が申されました休日診療所の件ですが、今、地域コミュニティセンターが使っているって言われました。そして公民館の建てかえにもあそこを利用されたんだと言いましたが、廃止は19年です。公民館着工は24年です。その間に解いてもおかしくないですよ。だから誠意ある回答をお願いしたいと思います。今、コミュニティが使っているから課長は協議しないとイケないって、あの人たちが使う権利があるんでしょうか。普通だったら、今利用している人にどうして権利があるのか私にはわかりませんが、普通なら今まで使わせてもらって感謝ですよ。ありがとうございます。そういうコミュニティでないといけないと思うんです。住民の意見のほうを大事と思うんです。だからなんかおかしいじゃないかと思います。

そして、曾根公民館は24年に着工です。あの休日診療所が必要なら保管場所を考えた建設をするべきだったと思います。今見てください、公民館跡にはプレハブの物置小屋がいっぱい建っていて公民館のイメージが損なわれるほど何棟か建っています。それは後につけたいという住民の要望でできたんだと思いますが、建設のときにきちんと住民の意見を聞いていないからこういうことになるんです。あの建設のとき、町長は一度ものぞきませんでした。私たちがけんけんごうごうと。耳に入っていないんだろうと思います。職員はよう言わないんだろうと思います。どうして保管庫が建設できないんでしょうか。曾根の公民館にシャワー室が必要ですか。今あるシャワー室は使われているんでしょうか。そのところを考えると、そして本当にあそこは解くべきと思うんですが、間違いでしょうか。いただいたお金はどうなったんでしょうか。そのことを再度お聞かせください。

私は、勝手なことができるんでしょうかと信用問題じゃないでしょうか。みんなの協議でこう

いう条件で解体したっていうんなら、それはきちんと守らないといけないと思います。一応、御返事お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 解体費云々というのはちょっとわかればそちらのほうで担当のほうから答弁いたしますが、いずれにしても言いましたように、公共施設の管理についてどうしていくのかというのを今、基本計画を策定をして、それに基づいて個々の施設についての判断をしていく時期に来ておりますから、十分その中で協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 元の熊南休日診療所の建物につきましては、平成19年度に役目を終えて終了し、それぞれ当時の構成している町でそれぞれの財産分与といいますか分配が行われました。たまたま診療所の建物自体が平生町にありますので、平生町で引き受けをするということになっております。その際に解体に必要であろうという経費分もその際にそれぞれの町へ分配をする中で平生町としても引き受けておりますので、それにつきましては今現在まだ利用が可能でもございますので、そういったいろんな活用をしていきながら、先ほど町長が申しました総合管理計画の中で今後の方向性を示していきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 課長さん、急で、平生以外の田布施、上関、柳井は通告していないのでわからないでしょうか。近隣の補助金額をお知らせくださいってお願いしたような気がするんですけども、もしわかったらここでお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） 高齢者に対するタクシー券の補助でございますけども、柳井市に関しましては対象者が要件がございます。例えば、75歳以上で一人暮らしの高齢者とか、また高齢者の世帯、また介護4、5の方のみとか、そういった条件に該当した方であってなおかつ交通手段を有していない世帯に属する方とか、前年度の住民税が非課税とか、そういった要件がございます。

また、田布施町が75歳以上の方の高齢者であって要介護・要支援の認定を受けている方という条件がございます。

それぞれ各市町で対象者の要件等違っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） それでは、一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、上関原発建設についてですが、これは私が議員になってから13年間連続して質問をしている質問であります。よろしくお願いいたします。

あの忌まわしい3.11福島原発事故から6年が経過をしております。福島ではいまだに8万人を超える方々が避難を強いられております。この2月に朝日新聞が行った世論調査では、原発再稼働に反対が57%と多数を占めているのが現状です。今なお、多くの方々が苦しんでいる。事故の終息は見通しもつかない。原発事故がもたらした甚大な被害を体験して今まであった原発の安全神話は国民の中では完全に崩壊したのではないかと思います。

また、福島原発事故の賠償、除染などに係る費用がこれまでの見積もりの2倍、21.5兆円に達することが明らかになっております。経産省は、2013年原発事故の対応費は11兆円としましたが、直近の試算で21.5兆円と倍増をしております。内訳は東電が16兆円、大手電力が4兆円、国が2兆円、新電力が0.2兆円という費用分担を出してきております。今、私たちに直接降りかかってくるものは電力会社の4兆円、税金の2兆円です。一旦、事故が起これば国民全体に負担を強られるわけです。これを見ると、原発こそが究極の高コストであることもはっきりしたのではないのでしょうか。

次に、汚染水の問題もあります。現況は原子炉建屋やタービン建屋地下などにたまっている約7万トンの高濃度の放射能汚染水、地下水の流入などによる増加をどれだけ抑制するかが鍵となっております。今も汚染水は1日当たり200トン規模でふえ続けており、先が見通せない状況となっております。

もう1点、放射性廃棄物の問題もあります。トイレなきマンションと言われる核のごみ、原発から出る使用済み核燃料や再処理の際に発生する高レベル放射性廃棄物、今の政府は、高レベル放射性廃棄物はガラスと混ぜて固化する、10万年程度隔離が必要で地下300メートルより深い地層に処分するとしていますが、今のところ、日本全国にどこにも最終処分場はありません。このことを考えてみますと、10万年といいますが、日本は歴史が始まってたった2,000年ぐらいです。10万年という途方もない時間を要するわけです。このことも考えてみたいと思います。

また、電気事業連合会によると、国内の原発の使用済み核燃料は今年の3月末時点で1万4,870トンにも上り、燃料プールや貯蔵施設の容量の7割を超えております。政府は30年度の電源構成に占める割合を20から22%にする目標を掲げておりますが、核のごみで立ちいかなくなる可能性があるとなっております。

このように原発が一たび事故を起こせば、取り返しのつかない事態に陥ることが明らかになっております。また、放射性廃棄物の問題を考えますと、上関原発は建設をすべきでないと思います。今、私たちは町民の声に耳を傾け、現在生きている私たちの世代だけではなく、将来の平生

町を担う子供たちまた孫のためにも上関原発建設を認めるべきではないと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 上関原発についての御質問でございますが、東電の福島第一原発の事故を受けていろいろ現状について今御報告をいただきながらこの質問ということになっております。

確かに、あれだけ過酷な事故が発生をするということになりますと、なかなか終息という状況に至っていないというのは我々も理解をしております。国においては、新しい規制基準に従って設置をしながら、この教訓を生かしていこうという取り組みがなされているというふうに聞いておりました、それに基づいて、今それぞれの再稼働等が行われておるというふうに受けとめております。

この上関についてでありますけれども、山口県において御承知のように昨年、例の中国電力に対して埋め立て工事の免許の延伸の許可をいたしております。ただ、国が審査中の原発本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋め立て工事に入らないようにという要請が行われております。

中電におかれましても、したがって建設準備工事は今中断をしておりますけれども、追加の調査、地質調査は継続して実施をしてくているところであります。今回、敷地内でのボーリング調査を実施していることも伝えられておりますが、それぞれ断層の活動性の評価に万全を期すためというふうに聞いております。

いずれにしても、これまでこの上関原発の建設計画をめぐっては、御承知のようにいろいろこれまでの歴史、それから議論が重ねられてきておるところでありまして、国のエネルギー政策の基本に係るこの原子力ということになりますだけに、国や県やそしてまた上関町等の意向を十分踏まえて、これまでもそういう対応を町としてはしてきておるわけでありまして、ただし、まあ、申し上げておりますように、こういう一旦事故が発生をすれば、長期にわたって大変おおきな影響を住民に与えますので、十分、町民の安全・安心を第一に考えた生命財産を守る立場に立って、町としてはこれからも判断をしていくということにいたしたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） それでは、再質問をさせていただきます。

もう1点、九州電力玄海原発3、4号基の再稼働に対して30キロ圏内にある8市町村のうち、佐賀県と長崎県の4市、佐賀県の伊万里市、長崎県の壱岐市、松浦市、平戸市は反対の姿勢を今示しております。反対の表明として、再稼働は容認できない。市民の命や財産を守るという使命のもと、引き続き安全対策の強化を求めていくとともに避難対策の充実を求めるとこういうふうに延べられております。

町長においても、町民の命と財産を守っていくために、上関原発に反対をしていくべきだと私

はと思いますが、再度、町長の御答弁をお願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

さっき川内の原発の例を引いてございましたけれども、これは再稼働です。ここの上関については、今からどうするかという話でありますから、今も申し上げましたように住民の安全性というものをしっかり担保できるように、我々も努めていかなければいけないというふうに考えております。状況等も十分踏まえながら適切な対応がとれるようにしていきたくというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） まあ、一言、言っておきますが、今、上関町の長島は道路、トンネルも含めて着々と準備が進んでおります。こういう状況ですから、いつできるかわかりません。できてしまえば終わりなんです。それまでに何とか周辺の地域の首長さんが、「私は反対です」とこういう声を出していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

次は、就学援助の準備金の入学前の支給はということで、教育長をお願いをいたします。

義務教育の就学援助制度は、義務教育は無償とうたう憲法26条に基づいた制度です。学校教育法第19条においては、経済的理由によって就学困難と認められる学童・児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定をされております。また、就学援助は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と市町村が要保護者に準ずる程度に困窮をしていると規定し市町村教育委員会が認めた準要保護者を対象にしているところです。これに対し、小・中学生がいる経済的に困難な家庭に制服代や給食費などこれを支給しているのが現状です。

文部科学省は、要保護者に対する就学援助の入学準備金について、2017年度から制度の拡充を行っているところです。

まず初めに、国の補助単価を約2倍に引き上げております。金額の増額については、これは小学校に対する補助単価は2万470円が4万600円、中学校は2万3,550円から4万7,400円に増額をされております。

2点目は、支給時期については、中学校は入学前でも可能であることを明示しております。また、小学校については交付要綱を改定し入学前の支給を可能にしております。これについてはお金がかかる時期に支給をしてほしいという保護者の声を通じたのではないかと私は思っております。

このように一番必要なときに援助する。これが行政の優しさではないかと思いますが、当町の

計画はどのようになっているかお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 就学援助についての質問にお答えいたします。

就学援助につきましては、先ほどもありましたが、学校教育法第19条の規定によりまして市町村において適切に実施されなければならないということにされております。市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対しては国が義務教育の円滑な実施に資することを目的として、その経費の一部を補助しております。

このたび、国においては議員お示しのとおり、要保護児童生徒の新入学児童生徒学用品費等の援助を必要とする時期に速やかに支給するという趣旨から、入学後に支給していた援助を入学前に支給できるよう改正がなされたところでございます。これを受けて、各市町村が認定基準を設け援助する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者に対しても、入学前に支給できるように改正を行うのかどうかというところが求められているところでございます。

この制度の改正に当たりましては、各市町村ごとに認定基準が設けられることから、導入方法の違いによりましてさまざまな課題が出てまいります。1つは、入学前に準備金を支給した後に町外へ転出した場合、準備金の変換を求めるのか求めないのか。また、町内への転入者が準備金の支給を受けている場合と受けていない場合の混在が考えられるため、その確認と支給対象をどうするのかなどの課題が残っております。

しかしながら、必要な時期に必要な援助を行うという趣旨も理解できますことから、他市町村の動向も注視しながら入学前支給に係る制度の設計を行いまして、導入に向けた検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） これは、3月議会で産業文教常任委員会の中で、これ、質問を受けたと思いますが、入学準備金の支給は7月となっていると答弁をされております。さらに就学前の支給については調査研究をしていくとしておられますが、その後3カ月がたっております。その辺でどれだけの議論がされたのか、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

ちなみに、現時点で長門市と萩市ではこれはもう実施をされております。それと、この近辺では下松、柳井、岩国が来年度の実施の予定となっております。また、そのほかにも多数の自治体が実施予定となっておると聞いております。まあ半分以上はもう来年から実施するとなっておりますよ。このように山口県下ではどの自治体でも実施するとほとんどがなっておるわけですから、当然、当町でも早急に実施の方向で進めていくべきではないかと考えられますが、その辺のところ教育長はどのように考えておられるかお願いをいたします。



○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 議員、今お示しのとおり、県内各市町の状況等を調査しているところでございます。この3カ月の間、その調査結果もずっと見てまいりました。ただ、先ほどもちょっと言いました課題となる制度設計がどの市町もまだできていないと、1市ちょっとできて方向性が見えているところはありますけれど、先ほど申しあげました入学前に準備金をお支払したのが転出されたときどうするのか、これは全部県内他市町村おなじ方法であればもう返還を求めない、同じルールでいけば。しかし、他市町全部ルールが変わっているときさまざまなルールの違いによりまして、ある市町から来たところからは返還をしないとすることも起こってくるというようなこともありますので、これから各市町の制度設計も一緒に確認しながら考えていきたいなと思っています。

当然、要保護のほうがそういう方向でいっておりますので、準要保護家庭のほうについても前向きに検討していくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 前向きに検討されるということで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

ちなみに、今、就学援助費、小学校では486万4,000円、中学校では628万2,000円、この中の一部ですよね。それを就学前援助を出す金額は、これ、全体でこれですから。早くいったら9分の1ぐらいをどうにかすればいいということじゃないですか。そう難しく考える必要がないんじゃないかと思うんですが。萩も長門もやっているんですから。そこからいろいろ聞かれて早急に本当やっていただくようにぜひ前向きに検討をお願いします。せめて来年度から、よろしく願いいたします。

以上です。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本町も人口減とともに空き家がふえています。問題のある空き家もふえています。平成27年、2年前に空き家対策特別措置法の施行により、崩壊のおそれや衛生上問題になる空き家が特定空き家とされるようになりました。町が問題のある空き家を所有者に対して撤去、修繕の勧告、命令ができるようになりました。勧告を受けると固定資産税の優遇が受けられなくなります。また、強制撤去も可能になりました。

特定空き家の基準は、そのまま放置すれば崩壊と保安上危険となるおそれのある状態、著しく

衛生上有害物となるおそれのある状態、適切な管理が行われず著しく景観を損なっている状態、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家が特定空き家とされる基準でございます。

そして、その特定空き家の判断基準で、そのまま放置すれば崩壊と著しく保安上危険となる状態とは、具材の破損や基礎の不同沈下などによる建築物の著しい傾斜、基礎と土台の破損、変形、建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、屋根や外壁などの脱落、飛散のおそれ、擁壁の老朽化とされています。

次に、衛生上有害となる状態とは、建築物が破損し石綿が飛散する可能性、浄化槽の破損による臭気の発生、ごみの放置、不法投棄による臭気の発生やネズミ、ハエ、蚊などの発生など。

次に、景観を損なっている状態とは、景観法に基づき策定した景観計画や都市計画に著しく適合しない状態になっている。屋根や外壁が外観上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。多数のガラスが割れたまま放置されている状態。

次に、生活環境の保全上不適切な状態とは、立木の腐朽、枝折れ、立木の枝が近隣の道路にはみ出して通行を妨げている。動物が住み着くことにより周辺の影響、不特定者が容易に侵入できる状態などが判断基準とされております。

これに当てはまる空き家は町内にごございます。安心をして住むためには問題のある空き家はなんとかしなければなりません。2年前の6月議会の町長答弁の中に特定空き家に該当するのは17件、瓦れき状態が1件あるから全部で18件であるが、17件が特別指定空き家になると思われるのではないかと答弁がありました。

現在、この17件はどのような状態になっているのでしょうか。そして、この17件の特定空き家としての所有者に対して撤去や修繕を勧告、命令は出しているのでしょうか。そして、27年度以降、特定空き家とされたのはあるのでしょうか。そして、この特定空き家の判断基準をされるために空き家のデータベースを集められておりますが、このデータベースには何が記載され何の目的に使用されるのでしょうか。

また、27年度の6月議会の税務課長の答弁によりますと、家屋についての標準課税額は20万円以下は免税点があり、生活保護分を除き3分の2程度の物件に課税しているとの答弁がありました。残りの3分の1はどうなっているのでしょうか。これは特定空き家に該当する17件のことです。そして、特定空き家とされ固定資産税の優遇税制が外され固定資産税が6倍とされた物件があるのでしょうか。

まあ、一番困るのは税を幾ら高くしても支払い能力がなく撤去費用も出せない、最終的には代執行となりますが、費用は請求しても払ってもらえず土地の売却となりますが、売れたとしても土地に抵当権がついていた場合、町に回ってくる分があるかないかわからないということ。回収

できない場合は公費撤去となり、町として代執行には積極的には踏み込めないのではないのでしょうか。

特定空き家について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 特定空き家対策について数点の質問をいただきました。特定空き家についての基準は、今、議員お示しをいただいたとおりだと思っておりますが、平成27年の6月議会のときに答弁をいたしましたように、特定空き家に該当すると思われるというふうに答弁を——特定空き家まだ指定していいですか、まだ認定作業を終えておりませんので——と思われる危険な廃屋については17件、瓦れき状態が1件というふうに報告をさせていただきました。

今も申し上げましたように、平生町空き家等対策協議会、この対策協議会の場において、いわゆる空き家等の認定作業を行っていくということになるんですが、この対策協議会、今年の2月に発足、設立をいたしまして、今準備を進めておりまして、これから対策計画の策定、認定作業、検討協議が行っていきけるようにということで、準備を今進めておるところでありまして、だから正式に特定空き家という認定はまだいたしておりません。したがって、今のところ具体的に所有者に対して撤去、修繕の勧告命令ということにはなっておりません。

しかしそうはいつでも、町民の皆さんから苦情がきてなんとかしてくれんかということでありまして、所有者あるいは相続人に対して解体撤去や補修の指導をさせていただいております。ただ、これまで17件中1件のみ解体ということでございまして、なかなか改善できていないというのが現状でございます。

したがって、質問にもありましたように2015年——平成27年以降、特定空き家とされたのはあるかということでございますが、27年度以降、今言うように危険な廃屋と思われる案件が、ついこの前の28年度末で平生町内22件ということになっております。これから具体的な特別措置法に基づいた特定空き家等対策協議会、ここにおいて具体的な認定をしていくということになろうかと思っております。

それから、空き家のデータベースでございますが、平生町の空き家の実態調査、これがございます。これをこれからの総合空き家対策のいわゆる基礎資料として、これを活用していくということになろうかと思っております。まあ、空き家の除去あるいはまだ健全——健全ちゅうことはないですが——まだ使える空き家の利活用も含めて、両面が考えられますのでしっかり協議をしていきたいと考えております。

それから、税務課長の答弁で、要するに3分の2程度が課税をしておるという状況という話がございます。したがって、残り3分の1についてはどうなっておるかということでございます。免税点の未満の物件、あるいは生活保護による減免の物件でありますので、3分の1につい

ては課税はいたしていないという状況であります。

それから、したがって優遇税制につきましても、今課税標準の6分の1——住宅の場合、その特例が適用されているんですが、その課税標準額の特例措置を——したがってまだ認定された物件がありませんので——したがってその特例措置を解除した物件はありません。

それから、代執行でございます。御指摘のようにこれはもう本当に各自治体にとっても悩ましい課題でございます。代執行に至る手順と申しますか、先ほど言いましたように空き家対策等協議会において、まず特定空き家ということの判定をいたします。これで特定空き家ということになれば、所有者に対して助言、指導ということを行ってまいります。そのための告知を行います。それで改善ができない場合は措置内容を検討を行って勧告をいたします。それでもまだ勧告に従わない場合は命令を出すこととなります。命令に違反した場合は50万円以下の過料ということになっておりますが、それでも従わない場合は市町村による代執行という手順になってくるわけですが、代執行に要する費用について、これがなかなか回収見込みが立たない事例が多いというふう聞いております。実際上は、代執行に至る手前で戒告、再戒告といった手順を踏むケースも、なるべく代執行に至らないケースで手順を踏んでいるケースもあるようでございます。

まあ、この問題は全国的な今課題でもございまして、去年の全国の町村会で政府要望したときも、代執行に要する費用については必要な財政上の措置を講じるようにという我々の要望を出させていただきましたけれども、今ずっとその後も所有者が不明のまま放置をされた空き家あるいは空き地等に対して、再開発ができるようにあるいは自治体の土地利用権限といったものを強化しようということで、今、動きとして新法を検討中というふう聞いておまして、早ければこの秋の臨時国会にという動きもあるようでございますので、しっかりこの辺については注視をしていきたい。どうしても町なり市なり自治体の対応というのは一定の限界があるという状況ですから、そういう形で少しでも改善が図っていければというふうに考えているところであります。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、再質問をいたします。

問題のある空き家が家の近くにございますと、タヌキやアナグマ、小動物のすみかとなり近くに畑があれば荒らされます。台風のときは風が強いときなど瓦が飛んできたりもします。もうそこで問題なのが、川のそばにある空き家なんです。大体、大雨のときに空き家というものは崩れるもんなんです。それが仮にちゅうか、もしちゅうんか、川にそれが崩れ落ちますと橋の欄干に引っかかってダム状態になって水害になる可能性もございます。以前、これは大雨じゃないんですが、池の決壊により長谷川、昔、川に納屋が流されたことがありまして、その納屋のものが河田まで流れたそうでございます。これはまあ昔の話でございますが、そういうこともございます

ので、水害のこともございますから。

また、この2月に法に基づく協議会が設置されたということですが、もっとスピード感を持って進めていただきたいのと、この特定空き家等協議会のほうが話が進んで、特定空き家と判断される時期、それは大体いつごろになるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきますが、御指摘のように特定空き家等の対策協議会設置をしたばかりでございますので、できるだけスピードアップをして早く認定作業ができるように、いろいろな体制整備を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） とにかく、スピードはともかく、高速道路で飛ばすようなスピードで進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（福田 洋明君） 要望とか結構ですか。

○議員（5番 村中 仁司君） はい、いいです。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を11時15分からいたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています小・中学校のスタートカリキュラムについて質問いたします。

4月に入学した子供たちも6月に入った現在は落ち着いてきたころだと思います。新しい環境にスムーズに入るためのスタートカリキュラムというものがあります。

まず、小学校1年生について質問いたします。

小学校1年生は、遊び中心だった保育園や幼稚園から学習中心の小学生となり、戸惑いを感じていることと思います。45分間座っているのが難しい子、友達がなかなかできない子、忘れ物が多い子、勉強に興味を持たない子、朝が起きにくい子など、いろいろな困ったことに直面している子供がいると思います。

小1プロブレムという言葉があるように、この時期をうまく乗り越えて、学校は楽しい、学校

に行きたいと子供たちに感じてもらうことが大切です。文部科学省は、この小1プロブレム対策を2011年の学習指導要領に……しています。

スタートカリキュラムを生活化を中心に実施するように求めたものです。この実施で不登校児が減るなど効果があったとしています。今年3月にはこのスタートカリキュラムを全教科で行うよう、改定、強化しています。町でもこれまでの取り組みを検証して、新しい取り組みが考えられているのか、質問いたします。

2点目は小学校ではなく、中学校1年生に対しての取り組みの質問です。

中学校でも小学校での教育が中学校で生かされるよう、学びの連続性を確保することが求められています。

小学校の小1プロブレムに対して、中学校では中1ギャップという言葉であらわされています。

ちょうど多感な年ごろでもあり、スムーズな中学生活への移行が求められています。

これら小学校1年生と中学校1年生への取り組みは、平生町教育振興基本計画の中で現状や課題が取り上げられています。この計画が立てられたのは2015年で、あれから国、県ともいろんな動きがありました。町でも新しい取り組みができていると思います。学校段階間の円滑な接続のあり方をどのように考え、どう取り組んでいるのか、現状と課題を質問します。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） スタートカリキュラムについての質問にお答えいたします。

まず、幼児期の教育と小学校教育のスムーズなつなぎについてお答えいたします。

就学前の取り組みとして、園児の学校に対する心理的な不安を取り除くために、幼稚園、保育園と各小学校との交流行事を頻繁に行っております。例えば、小学校から幼稚園、保育園に出向いて一緒に遊んだり、七夕飾りやおもちゃをつくる活動等を行って交流等を深めているところです。また、逆に、就学前の園児を学校に招き、児童の企画した学校案内やクイズ、ゲームを行うことで授業の体験を行い、小学校の雰囲気を感じとらせたりしております。

このような学習活動は、就学前園児の入学を円滑にするためだけでなく、小学校の児童に上級生としての自覚を促す上でも教育的効果の高い活動となっています。

また、議員お示しのとおり、入学後のスタートカリキュラムということですが、少しずつ小学校のカリキュラムにもなじめるよう、いわゆるスタートカリキュラムということが編成されております。例えば、入学後、1週目、2週目の日課の負担を軽減したり、学校の生活について校舎内の様子、決まりやルールになれるための活動を仕組んだり、幼児期の教育との接続を意識した授業等の工夫。例えば、集中できる時間が短いということで、そこら辺の配慮。また、国語、音楽、図工を合科ということで、それぞれの教科ですけれども、まとめてやると。国語、音楽、図工、1時間ずつでやるものをまとめてやれば3時間分使えるということで、ゆったりと使

える等の工夫等行ってきたところでございます。

また、新しい先生や友達との出会いを楽しむ活動を通して環境になれることや、豊かな人間関係づくりにも努めているところでございます。

このように学校においては、学校生活にスムーズに適応できるよう、つながる子供の育ちを意識した取り組みの充実を図っており、おおむね学校生活になじめており、成果が上がっているというふうに認識しております。

続きまして、小学校から中学校へのつなぎについてお答えいたします。

幼・保・小の連携と同様に、小・中連携においても、いわゆる中1ギャップの解消に向けたさまざまな取り組みを行っております。

中学校への入学前の取り組みとして、6年生に対して中学校教諭が小学校に出向き、授業を行う出前授業等も行っております。

今年度も1学期に英語、2学期に体育の授業を各校で実施される予定でございます。中学校の集団講座のルールであるとか、あるいは中学校の先生は優しいよという雰囲気も醸し出しているのではないかなというふうに思っています。

また、入学前の新入生1日入学において、学校紹介や入学、入学式への準備に向けた説明会等を開催しております。

入学後には、小学校にはなかった完全教科担任制による授業や、部活動に対する不安や不適應を和らげるために、年度はじめに生徒会が企画する新入生歓迎会が実施されております。生徒会による学校生活、行事の紹介、部活動紹介、交流ゲーム等多くのプログラムが準備されており、自分たちと同じ生徒目線による助言等が新入生を安心させているというふうに聞いております。

なお、部活動については部活動紹介により活動内容を把握させた上で、一定の見学期間を設け、自分に合った部活動を見つける期間を設定しております。

また、入部してしばらくの間は、体力的な疲労を考慮し、2、3年生よりも早めに下校させるなどの配慮も行っているところでございます。

以上のように、それぞれの学校にスムーズに適応できるよう、さまざまな取り組みを行っており、一定の効果を上げているというふうに認識しております。

なお、このような全学校間のスムーズなつなぎには、平生町内の教職員による情報共有や協議が必要でございます。幼・保・小・中連絡協議会、また、小・中合同研修会などを今実施して、共通認識を持って幼児、児童生徒の教育にあたっているところでございます。

今後とも幼・保・小・中の連携を深めて、全学校間のスムーズなつなぎに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） いろいろな取り組み、御苦労さまでございます。

幼・保・小・中連携会議の話が今ございましたけれど、この幼・保は町内だけなんでしょうか。町外の連携は、どういうふうにされているのかということと、それから、文科省は小1、中1の課題解決のために、現在の学制6・3制を見直す案や、学校教育法を改正して小中一貫教育を制度化するなど推進しようとしている動きがありますが、これについて、平生ではどういうふうにご考えておられるのか質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 再質問2点ございました。

町外のほうのことについてですけれども、幼・保・小・中連絡協議会には町内だけの会議でございますので、平生町内の幼稚園、全保育園と小学校、中学校で組織しているものでございます。町外との幼稚園、保育園との連携ですけれども、これはもう多数ございますので、平生町に複数来られている園に対しては、それぞれ過大なる援助はないかどうか、あるいはそういうことがあれば、出向いていって話を聞きに行くというような連携の仕方をしているところでございます。

それから、今、小中一貫教育についてのお尋ねでございます。

小中一貫教育制度というのなかなかちょっとこれ難しい制度でございますが、基本形というのをちょっと簡単に説明をしないとこれ難しいかなと思うんですけど、基本形としては、1人の校長の下で、1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成、実施する9年制の学校と、いわゆる義務教育学校というふうに名称を新たにできた学校でございますけど、1人の校長で全職員が、だから、小学校でも中学校でもない義務教育学校ということで、その制度であれば6・3制を、例えば、4・3・2制度にしていくとか、あるいは好きに制度をつくっていくという可能性も出てくるということです。それについての一体型、1つの学校でそういう制度、あるいは今の小学校の施設を利用してそういう形にするという、しかし実際には、それは、一体型であるというのなかなか難しい問題もあるのかなと。一体型なら、これは建設せんにゃいけんという話にもなるのかなというふうに思っています。

それから、もう1つの制度としては、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準ずる形で一貫した教育を施す形態ということで、小中一貫型小・中学校というような名称でしております。これも、また、なかなか難しいところでございます。小中一貫型小・中学校といいますが、先ほどもいいました、施設の一体型、施設の分離型というようなことが、形態が考えられるかなというふうには思っていますけども、施設一体型ということになれば、当然また、これ建設という問題が出てくるということで、施設分離型ということになれば、今の平生町でありましたら、平生小、佐賀小と平生中学校、1つの連携した学校ということですので、今、小・中連携



を実際にかなり深いところまでやっておりますけれど、その進化型ということになるかと思  
います。一定のこの枠の中でそういう形でつくっていかうと、新たな枠組みというか、考え方を  
整理するという形になるかと思うんですけれども、現在、その両方ともメリット、デメリット、  
複数ございますので、各地で先進的な取り組みをやっておられるところもありますけれども、か  
えってデメリットがあるということも聞いております。職員の負担がふえたであるとか、人事異  
動によって型の違う、教職員は人事異動をやっていますので、数年ごとに人事異動するために型  
の違う学校に行ったことで、その組織の体制になじめないということで、結構、混乱を起こすど  
うようなこともあるというようなことでございますので、慎重に考えていかなきゃいけないか  
なというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 施設一貫型というのは、ちょっとなかなか難しいのが現状。平  
生町は、佐賀小学校と平生小学校という規模の大分違う学校が小学校ではありますので、そのあ  
たりをどう中学校に上がったときにうまくやっていくか、そこもかなり考えてはいらっしゃるど  
思います。いろんなところに私たち議員として研修に行ったときも、いろんな先進地事例を見る  
んですけれど、でも、これも平生がやったら、あれもやっているよねというのが現実です。本当  
にいろいろ頑張っているのは、私も評価したいと思っております。

平生に生まれて、平生に育つ子供たちが安心して学習できる環境を維持することこそ、教育行  
政に課せられた使命であると基本計画に示されています。これまでも子供たちの成長過程におい  
て生じるさまざまな教育課題に適切に対応されている様子は、本当に評価に値するものだと私も  
思っています。合同授業や乗り入れ、研究、交流行事、いろんなことを努力されていることを、  
入学する子を持つ保護者がしっかりその情報を得ることができて、子供たちもスムーズに小・中  
学校のスタートが切れるように願って、私の1つ目の質問を終わり、2つ目に入ります。

それでは2つ目は、介護環境の整備について質問いたします。

昨年3月に出された第2次平生町地域福祉計画では、基本理念を「ともに支え合い、助け合い、  
住みよさを実感できるまちづくり」としています。

現在、人口は1万2,281人、高齢者は4,505人で、高齢化率は36.7%にも達してい  
ます。高齢者だけの2人世帯や独居もふえ、地域での生活に不安を抱えている人も多くなってい  
ます。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられることを目的に、介護保険制度が  
2000年から始まりました。当時は、介護の必要な高齢者のみならず、家族にとっても期待さ  
れた介護の社会化の始まりでした。しかし、その後、対象者の増加や介護職員の不足など、財源  
と人材不足など、数々の課題が上がり、制度の改正を繰り返しているところです。

最近では、2015年9月に、厚労省から新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンが公表されました。これまで、高齢者に対する政策、障害者に対するもの、子ども子育てに対するもの、生活困窮者への支援など、別立ての政策で対応してきました。しかし、同じ地域で暮らすという点から考えますと、分野横断的な取り組みが必要です。当然の流れだと考えますが、国において、全世代・全対象者型の地域包括支援体制の取り組みが始まりました。

平生でもその流れをくんで、第2次の地域福祉計画が、その翌年の3月に発表されました。計画時のアンケート調査では、「福祉や医療の面で安心できる」と答えた人が、7.8%と非常に低い数値になっています。満足度を上げ、安心して住み続けられる平生町をどうつくっていくか、大きな政策課題、介護保険制度ができて、安心してつくられる制度設計はされた。しかし、財源やマンパワーの施策の大きな課題を抱えています。

また、地域包括ケアシステムを推し進めていく上では住民の協力は不可欠です。ですから、町長は計画の基本理念に先ほどの住民の力を中心に置かれていることと思います。これを実現していく上で、支える側と利用する側ともにきちんとした現状認識と課題解決に向けて確固とした役場との協力体制の構築が必要となってきます。

町民全体で取り組んでいくための意識改革と制度設計はどのようになっていますか。

以上、町民が安心して住み続けることのできる介護環境をつくるために課題は何なのか、また、それにどう取り組んでいくのか、住民の協力をどう引き出し、町民総活躍に結びつけていくのかを、まず質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

大変大きな視点から、そして、現実の課題ということで、この介護環境の整備ということが問題に今なっておるといふふうを受けとめております。みんなが本当に住みなれた地域で安心をして年をとって、そこで暮らしていけるという姿を我々も基本的に描いて、それに向けての対応ということで取り組みを進めております。

御指摘のように、今、介護の社会化ということで、介護保険制度がスタートいたしまして17年が経過をいたしております。そういった意味では、社会化といえますか、社会全体でそれまで家族で担っていた介護を社会全体で担っていこうということで、この制度が一定の役割は今日まで果たしてきておるといふふうに思っておりますが、御指摘のように、財政対策、対象者がふえるような人材が不足をしておる、介護財源をどうしていくんだということで、自己負担が最近、当初は1割でありましたが、一定の所得以上の方は2割、来年8月からは今度は3割という形で引き上がっていくようになっておまして、この財政的な課題、財政、それからマンパワーの御指摘のように、課題、介護離職ゼロを目指す。これは国のほうも、今、そういう大きな

目標を立てておりますけれども、かなり現場では慢性的に人手が不足をしておるという状況の中で、これからのあり方というものを考えた場合に、一つは、こういった、今以上、給付費の、これを何とかできるだけ抑制をしていかなきゃいけないというのは大きな課題でもあります。御指摘があったように、平生町でも高齢化率が36.7という状況で、介護の要介護、要支援の認定者数、これも800人を超えてきておるという状況でございます、年々増加の傾向、今、介護の給付費についても今や12億円という状況になってきております。

こういう状況で、なおかつ、一方ではそういった介護の、例えば、従事者の報酬についても一定の配慮をしていかなければ、なかなか確保できないという状況ですから、そういう中で、この介護財源を確保していくということになれば、どうしてもおのずから、介護の予防ということに力を入れていって、できるだけこの介護の御厄介にならないで済むように、まさに健康寿命というふうについておりますが、これから医療との連携をした生活習慣病の予防、あるいは認知症の予防、しっかり運動ができるような対策等々含めて、介護予防対策を強化をしていかなければいけないというふうにご考えておるところでございます。

介護の社会化といいながら、一方では、施設から在宅へという1つの大きな流れがありまして、家族の、したがって介護の負担をどう軽減をしていくのかという観点からも介護予防というのは、これからの大きな我々の取り組むテーマというふうにご考えておるところでございます。そこに向けて、また御指摘のように、支える側と利用する側、それぞれ認識を持って協力していく必要がある。先ほどいいましたように、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていただける、まさに地域包括ケアシステムというふうにご指摘がありましたけれども、この包括のシステムそのものが、1つのまちづくりに通じるというふうにご受けとめておりまして、地域でしっかりこうした支えていく体制、この前から議会でも御指摘いただいておりますけれども、介護予防日常生活支援総合事業、この4月からスタートいたしておりますけれども、多様化する高齢者の生活支援ニーズに答えていくために、多様な主体による生活支援体制、こういうことで、多様な主体というもの、大変に難しい言葉になっておりますけれども、地域の住民の皆さんや本当にこのNPOもまだ少ないわけでご覧しまして、ボランティアなり、あるいはまた今それぞれ温度差はありますが、地域のコミュニティ協議会含めて、いろんなサロン活動等で展開をいただいておりますけれども、生活支援サービスを担う、そういったやっぱり地域の力というものを、これからしっかり我々が、行政と一体になって取り組んでいかなければいけないというふうにご考えているところでございます。

また、高齢者のほうも積極的に、とにかく地域に社会参加をして、地域の中にしっかり出ていくというやっぱり意識づけも含めて、これから全体での取り組みを進めていきたいというふうにご考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、多様な主体による取り組みというお話がございましたけれど、国としては多様な主体による生活支援サービスの構想としてボランティアだの、NPOだの、民間だの、企業だの、社会福祉法人だの、協同組合だの、いろんなことを考えているようですが、実際、平生町において、じゃあどうしていくかという話になります。

平生町もいろんなボランティア団体もございます。そういった育成の底上げも、もちろん必要でしょうけれど、例えば、今、ケア会議を月に1回やっていますよね、そういったケア会議のメンバーをどう地域にしっかりそういった介護予防なり、そういった活動をしてもらう流れをつかっていくか。先ほどのサロンの話もありますけれど、サロンに来る人たちに、どう地域福祉のほうに力を貸してもらうか、具体的にこういうことをやってほしいというような筋道をつくるのが町のほうの務めではないかと思うんですが、そのあたりのことをどう考えておられるのか。

はたまた、介護職は、今、どんどん減っていております。厚労省のほうもどうしていくんだという話をしておりますけれど、身分を上げるという、待遇を上げるというのももちろんなんですけれど、まず、そういった介護職につこうとする人に対して、勉強ができる体制、資格がとれる体制をつくっていかないと、ヘルパーなり、そういった介護職員はふえていきません。介護職員初任者研修というのがございます。昔は、ヘルパーの2級だの、1級だの、3級だのの研修があって、2000年前後には、いろんなところが手を挙げて、いろんな講習を、農協がしていたり、社協がしていたり、企業がしていたりしていたんですけど、今はとてもそういう研修が少なくなっています。この研修をぜひ町内でやっていただけたらと、私、希望しているんですけど、今の130時間の研修をしていることになるんですけど、以前社協もやっておりましたので、できなくはないと思うんですよね。それから社協と平生町と共同してといいますか、社協にお願いでもして介護職員がふえるように研修、養成していく考えはないか。

あとは、いろんなところが健康マイレージのような感じでポイント制をつくったり、地域通貨で対応したりしているところもございます。今、国のほうでのこういった体制構築のために1億総活躍プランとも連動して検討していますけれど、先ほどちょっとコミュ協の話が出ました。コミュ協との協働ももちろん必要になってきます。そうなると役場のほうは、どうコミュ協と一緒にやっていくか、まちづくり推進班との連携もしっかりとした連携をつくっていただかないと進んでいかないと思います。

このあたりのことをどう考えていらっしゃるのか、お伺いしたいいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） もろもろの課題がある中で、一つは、介護の体制の確立、確保していくためにマンパワーの養成あるいは研修ということでございます。この辺も、十分、社協の経験等

も踏まえながら連携をとって協議をしてみたいと思いますし、サロン活動といいます、各コミュニティ協議会で、既にスタートしていただいておりますけれども、それぞれの地域によって取り組み違いますけれども、そこら辺でのこういった地域でのお互いの連携がとれる仕組みというのは、これはそれぞれの状況がありますから、それに応じて行政と協議をしながら、取り組みが前に進めていけるように、ボランティアの皆さんの御協力をいただく体制づくりといいますか、そういうものも考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、これ1つの大きな課題として、これからも取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 地域福祉というのは、他人任せにするのじゃなく、1人1人の思いやりや責任ある行動で築き上げていくものです。地域で幸せに暮らすには、福祉とは他人事でなく、自分事と考える人をふやしていかなくてはなりません。地道にいろんな方法でいろんな対象者に向けて具体的な協力を仰ぐことから始まるもんだと考えます。

町民総活躍の流れをどうつくるか、キーパーソンは誰なのか、役場職員はどうあるべきなのか、町長、副町長をはじめ、職員全体の奮起を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 答弁はいいですか。

○議員（9番 細田留美子さん） いいです。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 平岡です。一般質問をいたします。

まず、防災対策についてです。

平生町は、いわゆる業務継続計画を運営取り組みは比較的、早くから対応はされておったようですが、この3月に業務継続計画が策定をされております。私がこれまで役場自身の防災訓練のことを何度も取り上げてまいりました。今後は、それと同時に、その中身になると思うんですが、業務継続計画への具体的な対応、訓練をどのようにしておられるのかお伺いをいたします。

2点目、災害弱者への対応です。

この問題も災害がたび重なりまして、ずっとテーマになってまいりました。今までも災害弱者の対応も取り上げてまいりましたが、その後の取り組みはどういう状況か、お伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 災害対策に関連をして、業務継続計画への対応でございます。BCPというふうに言っておりますが、災害時に、人や物や情報等利用できるこの資源に制約がある場合に、優先的に実施すべき業務を特定をして、業務の執行体制と対応手順、継続に必要な資源の確

保等、あらかじめ定めておく計画を業務継続計画ということで、災害発生時の直後の混乱の中で、行政機能が不全になることを避けるために、何が優先的に実施をされなければいけないか、そのときの体制はどういうふうにするのかということを含めて、このBCP（業務継続計画）で示しをさせていただいております。御指摘のように、この3月にこの計画の策定をしたところでございます。特に、本町の場合は庁舎も大変老朽化しております。これにかわる代替の庁舎の特定をしていかなければなりませんし、また、職員数の限度がありまして、その参集体制の確立ということも、大変、大事な状況になっております。

こういう中で、この3月にこの計画策定をして、今、それぞれ各課でこの周知をしてもらっておりますが、もちろん、町のホームページにも載せてはおりますけれども、職員1人1人がこの重要性について認識をするように、これから研修や訓練を含めて実施をしていきたいと考えております。

訓練につきましては、これはもうBCPは、去年から、おとしからもずっと取り組みを進めておりますけれども、去年は職員の参集訓練につきましても、今までは事前に、いついつということで災害を想定をしてやっておりましたが、今回は抜き打ちで、全職員への防災メールを通じて参集の指示をさせていただいて、参集訓練を実施をしたということでございまして、これは、去年11月に実施をさせていただきました。これから、こういう危機管理意識を持ちながら、こういったBCPの中身についても、職員にしっかり理解あるいは受けとめて行動できるように、しっかり徹底をして周知を図り、研修を行っていききたいというふうに思っております。ということが1つ。

それからもう1点は、いわゆる災害弱者に対して、要するに、避難行動要支援者というふうに言っておりますが、町で要支援者の名簿を作成をして、もちろん対象者に対するの同意をいただいた上で、避難支援等の関係者へこの名簿を今提出をいたしております。具体的な消防、警察、民生委員さん、社協、それからコミュニティ協議会等々に、今こうした名簿の提供ということで御協力をいただくようにしております。

28年度では対象者の同意者375人の方々に対して、名簿の提供等についてお願いをさせていただいておりますという状況です。それぞれ介護を要する方、あるいは身障者の方、身体障害者の手帳を持っておられる方、災害時にみずから避難することが困難な人等々に対して、こうした情報を提供することによって、しっかり災害時に対応できるようにお願いをさせていただいておりますという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 取り組みの状況を今までと、大体、似たような報告をいただきました。それで、ちょっと質問をいたしますが、時間が長くなるからBCPで、今度、申しまし

よう。このBCPの状況を見ました。

それで、まずページ数から行きましょうか。7ページ、いわゆる非常時の優先業務というのが、3時間以内にやりなさいよ、12時間以内にやりなさいよ、24時間で取り組みなさいよというので、3時間以内が18件、12時間以内が4件、24時間以内が14件、これは各課に、今一応、表がつくってありますが、どのように徹底をされて、どのような今準備を進んでおるのかをお伺いをいたします。

次が9ページ、ここもまた大事なんですがね、職員の配置体制です。第一警戒体制から非常体制までありますが、第1には職員の配置基準のところ、その1。1、2の警戒態勢のときには順番により、あらかじめ所属長が指名したのか、順番は決まっておりますか。それから、どういう状況か。それから、個別の災害に対する配置基準を定めて、逆に、定めるところになっていますが、これはどうなっていますか。それから、職員のあらかじめ定められた場所に参集するとありますが、それぞれどこに参集するのか定められておりますか。

12ページ、電力の確保です。これが何よりも一番大切だと思います。庁舎は倒壊をすると、非常発電機はだめでしょうし、第3庁舎の場合の無線系は何とか生き残れるかもしれませんが、いわゆるBCPを実施しようにもパソコンも何も動かんけん、こういう状況になります。電力の確保体制がここに書かれていますが、これで大丈夫なのかどうかと。特に、非常用発電機は供給場所が限られており、さらに電力が必要な場合には可搬型の発電機を使用してとありますが、これはどこからどう持ってきて、どの程度のキロワットアワーが要るんか、そこもちゃんと参集されて準備をされておるんですか。これを確保せんとBCP自身が実行できなくなると思うんですよ。

それから14ページ、職員への教育という項目がございます。これ、なかなか1つ1つ誠に厳しい内容ですが、特に4、災害業務に従事するため、3日間程度の宿泊に必要な飲食物をまとめておくことというのが職員の義務に課されておりますが、取り組み状況はどうでしょうか。

一応つくられた以上は、こういった中身に戻りで、つくった、つくったで終わるやつは何も役に立たんのですよ。実際に、これに基づく準備と訓練が必要だと思います。この取り組み状況をお伺いをしたいと思います。

もう1つは、災害弱者の対応です。これは、特に、熊本の地震でもだんだん重ねるうちに具体的に対応は必要なことも鮮明になってきちよりますから、今までいろんなところで取り上げられてきましたし、私も申し上げました。

先般、ある車椅子の生活をしておる方から電話がかかってきて、「地域の防災対策の訓練に来いちゅうから行って見た」と。しかし、「ありゃあ、私らじゃ何も役にも立たん」と。「段ボール敷いて寝えたって、わしらそんなこと寝らりゃせんし」と。「あんた、どねえ考えちよるか」

という話も聞きました。私は、いわゆるその車椅子の生活をする人との付き合いは、随分、多いですから、いろんなことを今まで考えてきておるわけですが。熊本の地震から考えますと、特に、いわゆる災害弱者、いろんな障害の方もおられますが、そこをその地に災害の大きな地域の避難所で支援することは、まず困難です。それだけの施設がありませんから。ですから、一番大切なのはやはり自治体間、施設間の相互協定を結んで、災害が起きたときにはその支援体制をつくった方々に来ていただいて、障害者を一定の期間、他の地域で見てもらおうと。これは相互協定ですから、平生町の場合でもそういう派遣、連れに行く、で、こちらで見ると。こちらから連れていくというのは、まず体制として無理だと思うんですよ、災害起きたところは。ですから、相互協定で双方にこういう災害があるときには、こういう障害者は、こういう施設に見てもらおうよと、連れに来ていただいて、一定期間、措置をしてもらおうと。そういう話をその車椅子の人としました。ああ、わしゃ、それでええと、わしゃ、当分ぐらいのこと、そりゃあなんぼでも我慢できるから、そういった方法で進めてくれちゅう話もしたんですが、私はこれが大切だと思って、特に災害弱者の避難という場合は災害が起きたところでは大変困難です。ですから、協定を結んで、一定期間、よそで支援してもらおうと、この協定は大切だと思いますが、こういう取り組みをしていただきたいとも思います。いわゆる自治体間の相互協定の、今までもいろいろありましたが、ちょっと細かいことを申しましたが、こういうことに関する御見解もお伺いしておきたいと思えます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時からといたします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 災害弱者の受け入れ施設について、自治体間で相互協定をというお話でございました。御指摘のように、災害の規模にもよりますけれども、やっぱりこの近隣だとどうしてもいろいろ災害を受けた場合の被害状況というのは、似たり寄つたりの厳しい状況になると思えますんで、一番我々とすれば身近であります県が、ある意味では県内のそういうまず実態把握をして、施設のあつせんとか調整とかしてもらえるように、そういう機能を果たしてもらいたいということで、少し協議もしてみたいというふうに考えておりますんで、県との対応を考えていきたいというふうに考えております。

それから、今のBCPの中身につきましては、総務課長のほうから答弁いたします。



○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 平生町業務継続計画、いわゆるBCPの内容につきまして大きく4点、お答えをいたしたいと思います。

まず、7ページに掲載しております非常時優先業務の選定結果についてであります。こちらにつきましては、この後の16ページ以降に非常時優先業務一覧というのを各課ごとに掲載をいたしております。

この3月に、この計画につきましては策定いたしました、4月から機構改革がございました。その際に新しい課において改めて見直しをしてもらおうということで、5月までという期限を切って各課に再度見直しをしてもらいました。そういったことも含めて意識を持ってもらいたいということで、新しい課としてのものをここに上げさせていただいております。

完成を今更新をいたしておりますので、また皆さんにはお配りをいたしたいと思っておりますけれども、そういった意味合いで職員に周知をいたしておるところでございます。

次の9ページでございます配備体制でございますが、御指摘のありました(2)の職員の配備基準の①であります、「輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる」とあります。こちらにつきましては、第1、第2警戒体制について総務課と建設課のそれぞれ2名から3名から5名という形でありますけれども、各課、いわゆる総務課と建設課におきましては、それぞれ6班体制、5班体制ということで人間を決めておまして、1班には誰々、誰々と、そういう形で時間を区切って交代で配備できるようにいたしております。

次に、②の「配備基準を別途定めている場合」とありますけれども、こちらにつきましては、個別の事故災害対策というのは、いわゆる下水道や上水道の関係をこちらでは考えておまして、それぞれBCPを計画を策定をいたしておりますので、それぞれの下水道のBCP、また上水道のBCPという形で動いてくるようになると思います。

それから、③の「あらかじめ定められた部署に参集する」とありますけれども、交通途絶等のために行かれない場合には、いわゆる職員の住んでいるところから近いところ、例えば佐賀の人間は佐賀の出張所であったり、各公民館、今で言えば地域交流センター、そういった公共施設のほうに参集するというので、ここに掲げさせていただいております。

次の12ページの電力の確保でございますけれども、こちらにつきましては、外部電力が復旧するまでの間、非常用自家発電機につきましては、今現在固定のものが4台ございます。そして、さらに電力が必要な場合には可搬型の発電機、こちらも4台ございます。そのうち1台がLPガスによる発電機を先日3月末に、県のLPガス協会の柳井支部のほうから寄贈いただきましたので、それも活用していけたらというふうに考えております。それでもまだ足りない場合には、いわゆる中国電力との協力体制という協定も結んでおりますので、そちらのほうを活用できたらと

いうふうに考えております。

それから、4番目の職員への教育、これが14ページにありますけども、この中の④の「災害業務に従事するための3日間程度の宿泊に必要な飲食物等をまとめておくこと」とあります。こちらにつきましては、水についてはそれなりの量を総務課の倉庫に確保いたしておりますけども、食料につきましては、残念ながら乾パン等は各避難所に用意してあるんですが、職員用が配備できておりません。とするとどうするかとなりますけども、物資供給等の協定を結んでおる例えばマックスバリュであったり、コープやまぐちであったり、コメリであったり、そういったところに応援を要請するということになるかと考えております。

いずれにしても、そういった日ごろからの準備、また訓練が必要でありますので、そういったことを念頭におきまして訓練をしながら、また足りないところは補完していくということに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） BCPについてですが、今る説明がございましたが、総務課としてはそういう認識でつくっておられるかもしれないが、全体のものになっておるかどうかというのが一番疑問に思うんです。

それで、この計画見ると約30人が非常時に集まって活動するようになってますよね、7割は来れないと。そういった割り振りが、割り振りというのがどこにどの程度いるからとか具体的に計画、訓練というのがないと、絶対だめだと思うんですね。

それと、これを見て見直しの気があるのかどうかというのを疑う文章が一つあるんですよ。6ページ、いわゆる災害本部の表示ですが、「第3庁舎とする」と書いて、その後、「庁舎を更新した場合にはそちらに移行するものとする」と、こうなっちゃうんですよ。なぜここに、こういうことを書かんにやいけんのですか。これは庁舎を更新したときに、そちらにすればいいことじゃないですか。

それから、将来もあんまり見直す、手を入れる気がないから先のことまで書いてあるんじゃないかというように勘ぐりたくなりますよね、これ見たら。これはちょっと更新されるんだったら、私は削除して構わんのじゃないかと思えます。更新したときに場所を定めればいいと思えます。

「庁舎の更新をした場合には」というふうに、私の意見です。

それで、問題は、一番私は客観的に、電力のことはやっぱり本当に専門的にどこでどのようにされて、あるからいいと。じゃ、それをどうしてつないで、例えば最低限の電算システムを動かせるだとか、県との情報は比較的安定しちよるかもしれませんが、実際にやっぱこれは綿密な計画を立てておかないと、電力の確保と今の電算機器との接続というのは大変ですよ。これはやっ

ぱり訓練をするなり、専門家をもっと置いて力を入れておいてほしいと思うんです。

それで、災害弱者への対応ですが、これは今までは一般論として、今回いろいろ調べてみまして、特に熊本の地震にあわせてみたことと、もう一つは、先般社協が仕事の業務を変えて利用者の方からちょっと不安が出たことに対応したことがございます。とにかく障害を持っている方というのは環境が変われば、もう命にかかわる健康障害を起こすんですよね。ですから急いで、具体的にこの人はどういうところとやっておくと。

先ほど名簿を整理しておるといのは何年前も言われますけど、早くして、この人はこういう具合にすると、県との窓口でもいいですから、具体的に決めておいて迅速に実施をしないと、健康、生命にかかわる問題まで発展するということを見てきましたので、ぜひこれは私の提案ですが、急いでそういった相互支援、平生町としてもそういう人は見られますよと、積極的に手を上げて、社協やいろんな施設とも交渉して、話をして、手を挙げることからまず始めて、相互協定を結んでいただきたいと思います。

それで、もう一つ、これは光市のことなんですが、光市が5月23日にいわゆるBCPに基づく訓練を実施したのですよ。朝7時15分に起きたということでBCPの計画に基づく訓練、対象職員は337人で、そのうちとにかく食料と飲み物持ってきたさいという指示までであったみたいですから、332人は食料、2リットルの水を持ってきたとかいろいろあって、中にはガスコンロもあって、カセットコンロを持ってきた人もおるみたいですが。とにかくそれなりの体制をしいて、いわゆる優先業務の何時ごろに着手できるかという訓練をやっております。この結果報告を見たんですが、BCP見ましても、これ実際にやってみんにゃね、これは無理ですよ。とにかくやってみることが大切だと思います。

それから、いろいろ徹底しておる、指示しておるじゃなくて、具体的に訓練をしてみて問題を明らかにすると。例えばひどい地震なら庁舎がペしゃんこになるんですよね。そういうことを想定した場合から始めて、いろんなことを想定して訓練をしていくことが大切だと思います。

それから、今まで何度も訓練を促すけど、けさ町長から報告があった程度の訓練なんですよね。せっかくこれだけの計画つくったって、これは焚書に終わってしまいますよ。言うちよったとか指示しちゃったとか、訓練することが一番大切だと思います。

それと、災害弱者の問題ですが、今まで何度か取り上げてきましたが、これから先、だんだんとやっぱ取り組んでほしいからちょっと警告も言うんですが、例えば用語で言えば不作為による何だとかありますよね、行政の不作為による何とか。それもう一つは、まだひどいのは、未必の故意による何とかという言葉もありますが、やっぱり言われても言われてもやらないというのは、そういうぐあいになるだろうなと思って、そのとおりになるということになれば、今の言葉が当てはまりますんで、ちょっと緊張感を持ってやっていただきたいと思います。このことについて

のちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 災害弱者の対応については、しっかり協議を、関係先もありますし、本町としての対応能力等々も含めて前提にして、協議をしていきたいというふうに考えておりますし、BCPにかかわる訓練についても、しっかりこれから研修もそうですが、研修訓練ということも実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足して回答させていただきます。

先ほどの6ページの「庁舎を更新した場合には」というふうに書いてありますけども、これを削除してはどうかという話でございましたけど、もともとこの文言は最初には入っていなかったのを、このたび逆に入れさせてもらいました。と言いますが、今の新庁舎を建設していく場合において、そういった計画に盛り込んでおかなきゃいけないということがございましたので、改めてこちらをあえて載せていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 次に行きます。平生町の総合計画の一番の柱は、安心して子供を産んで育てられると、このまちづくりというのがずっと大きな柱になってきたと思うんです。そこで、いわゆるお母さんが子供を産んで、産後の支援体制の充実という問題が大変大きな問題だと思いますが、この取り組みはどうなっておりますか。

それから、今国の方針で、平成32年までに子育て世代包括支援センターをつくりなさいという方向になっておりますが、この取り組みはどういう状況ですか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 子育て支援に関連をして、産後の支援に対応する対策でございます。支援センターの取り組みについてということで、今本町としても、きょうも午前中ありましたように、結婚から妊娠、出産、育児について、切れ目がないようにこの支援をしていこうということで、子育て世代の包括支援センター、これを立ち上げていこうということで、これも平成32年度までに立ち上げていくということで、31年度開設予定で今準備を進めさせていただいております。

特に産後の支援体制ということでございますが、産後につきましても母推さんあたりも協力をいただきながらこういった乳幼児の家庭の訪問あるいは健康診査等々含めて、できるだけ相談体制がスムーズに機能するように今フォローはさせていただいておるという状況でございます。

これからさらに、保健師さんあるいは助産婦さん等も含めてでございますけれども、お互いの力をお借りをしながら、子育て世代が安心をしていける環境づくりに向けて取り組んでいきたい

というふうに考えております。

今の子育て世代包括支援センターでございますけれども、これについてはこれからしっかり取り組みについても、利用者の支援事業ということで必須事業あるいはまた任意事業等ありますが、積極的に対応していけるように、今準備を検討を進めさせていただいておるという状況でございます。

町としても、この必須事業については、利用者支援事業の中の母子保健型の事業ということで産前産後の支援に重点を置いて、切れ目のない支援ができるように取り組んでいきたいと思っておりますし、また産前産後のサポート事業あるいはまた産後ケア事業、こういったこともぜひ取り組んでいきたいということで、今準備を進めていただいております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 総合計画にあります、やっぱり安心して子供を産んで育てられるというのは、町の人口減少を防いで町に元気を取り戻すと、この大きな柱なわけです。午前中、中本議員からも人口の問題は取り上げられておりましたけど、どうあってもやっぱり出生数をふやして町に元気を取り戻すと、そのためには総合計画の柱にありますように、安心して子育てができるまちづくりだと思っております。

それで私は、入り口はそこなんですが人口問題、若干このままもっと早くこのテーマに取り組んでほしいという観点から人口の状況を見ました。4年ぐらい前ですか人口問題を、減少問題を取り上げてまして、当時一時人口減少が激しかったですから、一般質問で取り上げました、平成26年だったと思います。

それで、平生町の人口と世帯の数字を見てみたんですが、先ほどの町長の答弁で5,600台が続いておるとい話ですが、平成24年の4月に5,600台に世帯数がなったんですよ。それから、その年の7月に外国人の登録を全部一緒にしてしまいましたから一気に63ふえて、ずっと5,600台が続いてきたんですが、最近の数は5,608とか5,611とか、間もなく5年振りに5,500台になりそうなんです。それも減少のスピードが早まっております。ひとり暮らしの方が亡くなられたら世帯数はなくなります、その減少だろうと。

それと、特に今年になってからの人口減少は激しい。昨年12月末から今年の5月までで132人に減っているんですよ。4月から3、4、5あたりは大体ふえる傾向なんですね、異動とか何とかで。ところが、今年もう昨年の1年分に大方匹敵すぎるぐらいの減少をしております。ですから、急いでこういった子育て世代の支援体制をしてほしいということで、この問題にとっかかりは先ほど言いました、町長のほうからありました産後ケア事業なんですよ。

光市内にはいわゆる産婦人科の病院が、大きな病院が2つございまして、そこの先生の話です。だんだんいわゆる核家族だとか家庭事情の複雑化で、産後、子供が病院で生まれて病院におる間

は、おめでとうおめでとうで、ずうっとみんな万歳なんですよ。お母さんも子供も病院にいますから、人もお祝いに来てくれると。

しかし、5日ぐらい病院において、家庭に帰ったら大変な事態になるんです。家庭のことも自分のことも子供のことも、これに対する悩みの相談はその病院がやっておると、私に。そして、ちょっと困難になったら、ショートステイもやっておりますよと、何日かね。ちょっと悪くなったら困るから。ですから、ぜひ相談をしてくださいと。その場合に行政によっては補助制度がありますから、行政に相談をしてくださいというお話までありました。

それで、平生町のことを調べてみたんですよ。そしたら、この事業は子育て世代包括支援センターの事業の中に入っているようです。当町はやっておりませんから、この事業は利用できません。ぜひこれ急いでやってほしいというのが一つなんですけど、それでわざわざ項目を分けた、この産後ケアだけの事業だけでも病院と交渉してできないのかどうかというのが一つ。

それともう一つは、子育て世代包括支援センター、町の姿勢を若干問いたいんですよ。現在山口県内でできておるのは、8市で子育て支援センターができております。早いのは平成27年からもうできているんですよ。本当に人口減少に危機感を燃やして子育て支援体制で町の元気を取り戻そうという気があるなら、この事業ができたとき、すぐ飛びついてでもやっぱりやるのが行政の本当の姿勢ではないですかね。

特に小さい町はいろんな機転がききます。こういう事業はやっぱり迅速に取り上げてやって、今31年だという話でしたが、そんなことを言っていないで、すぐやるべきではないですか。

それと、この産後ケア事業などは病院と契約すればできるのじゃないかと思います。あと国の補助金のこともありましようけど、例えば何人かぐらいの予算を組んでやっていくということも、積極的な方向として打ち出せるんじゃないかと思うんですよ。このことについてお伺いをして、一つは産後ケア事業、もう一つは包括支援センターを早く始める。このことについてお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいまの産後ケア事業と子育て世代包括支援センターの取り組み方針、健康福祉課長のほうから、まず答弁をさせます。（「健康保険課長」と呼ぶ者あり）健康保険課長のほうから答弁いたします、済いません。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） ただいまの御質問の2つの質問でございますけども、まず産後ケア事業についてでございます。この産後ケア事業、退院直後の心身のケア、また育児指導等等がございますけども、こういった看護ケア事業は助産師、また心理士等による専門的なケア、また宿泊などのサービスが必要となるということでございます。中にはそういった事業やってお

られるところもございますけども、そういった医療機関との協力が必須でございます。そのためにも柳井圏域での参加、医療機関との協議、また市町との協議も必要だと思っておりますので、今後協議をしてまいりたいと思っております。

それと、子育て世代の包括支援センターでございますけども、今現在平成31年度を目標に部内協議を進めているところでございます。28年度までの取り組みとしては、それぞれこども班の関係もでございます。今でいう町民福祉課のこども班と社会福祉班。済みません、社会福祉じゃなくて地域福祉班。そして健康保険課の保健センターのほうとの協議を進めているところでございます。それぞれ事業内容の洗い出し、協議、検討、また現状の課題とかを確認いたしまして、また近隣の市町の動向、県との協議も進めているところでございます。

今後の取り組み予定でございますけども、29年度、30年とかけてまして、庁内協議、また先進地の事例の研究とか視察を行いまして、関係市町、また県との協議も必要ですし、特に医療機関との協議が必要になってまいりますけども、こういった人員の体制とかも決めていかないとはいけません。31年度スタートできるように、今協議、検討中でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 産後ケア事業については、この中身一つだけでもいいですから、やっぱり子育て支援が熱心に取り組んでいる姿勢が欠けておると思うんですよ。今までいろいろ言えば、時間がすぐ過ぎるんですよ。実際にやっているところも、すぐやっているところもあるわけですから、27年から。

それで一つ、今健康保険課長からも答弁に混乱がありましたように、これ行政の仕事の中で輻輳しているんですね。これは前の全協で調べたときに、私は健康保険課と町民福祉課、ちょっとこの交通整理をしっかりとされて、これ取り組んでいかんと、この事業をうまく進まんのじゃないかという気もするんですね。

とにかく今あるスケジュールのとおりじゃなくて、本当にやっぱり子育て世代を助けて、人口減少を防いでいこうという気があるなら、積極的にやっていただきたいと思います。

それで、ここはこれで終わりたいとは思いますが、いわゆる政治の姿勢というのは、こういう個別のところにあられると私は思うんですよ。一般論を繰り返すなら幾らでもできます。しかし個別に、機敏によくやる、スピーディーに取り組むということは、本当の政治の姿勢を示すバロメーターじゃないですかね。そういう意見も添えて、この質問を終わります。

次に、町の財政についてです。

山口県の市町の全体の財政基金の、基金の残高の調査をしてみました。町、県の資料から財政担当に準備してもらったんですが、財政調整基金は、平生町の一番これ多いのが28年の3月ですから3億7,000万円で、今これ実際に2億2,000万円なんですよ。ずっと県下で一番

少ない危機経営が続いております。基金全体についてもその状態が続いております。この原因は何だとお考えですか。

それともう一つ、財政再建に取り組まんにゃいけん、財政安定に取り組まなければならないという話を、昨年3月ですか、ちょっと語気も激しくやりました。しかし、その姿が見えないのですがね、取り組みの状況はどうでしょう。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 財政健全化に向けた取り組みということで、これ町にとりましても大変大きなテーマで、引き続いて大きなテーマでございます。28年度末の現在で財調の基金が3億5,000万円ということでございまして、大変厳しい状況が続いておるといのも事実だと思います。

何とか財調を崩さないで予算編成ができるようにということで、今日までいろいろ指示を出しながら取り組みを進めてきておりますけれども、なかなか一般財源の確保が大変困難であるという状況が続いております。

歳出面では、地方債の償還あるいはまた維持補修費を確保していかなきゃいけない、社会保障関係費の増額あるいはまた公営企業への繰出金等々が一つの制約要因になっておりますし、歳入面でも税収の伸び悩み、普通交付税についてはこれは極めて不透明という状況もございまして、どうしても財政基金からの繰り入れに、予算編成が基金の取り崩しによらざるを得ないという状況が、このところ繰り返してきております。

何とか持続可能な行財政基盤というものを目指していくという基本方針に基づいて、基金に依存なくて済むような財政運営に向けて、引き続き努力をしていかなければいけないというふう考えております。

なかなか一朝一夕で済む、これをやればということになかなかありませんけれども、やっぱりある程度中長期的な視点を持って、今我々が掲げておる戦略といったものもしっかり踏まえて、そういうものも総合的に取り組んでいくということで対応していかなければならないというふう考えております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今の答弁聞いておりましたら、それはどこの自治体でも同じんですよ、どこの自治体でも。それをほかの市長さんが言ったとしても通用するんですよ。これ平生町のこれだけ基金が少ない理由にはならないと思うんですよ。そこを分析されてないんですか。そこを一番問題にしてるんですよ。

例えば財政基金の残高ですが、田布施町は平成28年3月で7億2,900万円、平生町3億7,000万円、和木町が12億6,000万円、周防大島町51億7,000万円、上関町は



3億7,800万円。基金全体の残額です。どの基金も全部合わせた、それが周防大島町が65億5,800万円、和木町が15億200万円、上関町が26億7,300万円、田布施町が10億4,100万円、平生町が5億200万円、阿武町が18億7,600万円、もう桁違いに少ないんですよ。

どうしてこういうことになるかということ、例えば個々の町長さん、財政問題を聞かれた、先ほど町長のほうから答弁がありましたような理由を言われると思うんですよ。それでもこれだけのやっぱり状況にあるんですよ。

今、総務省の何か審議会か何か、地方自治公共団体がお金をためすぎて余っているから交付税減せと、こういう話まで出ておるようですが、私は基金はやっぱり一定程度は要と思うんですよ、過剰にためるというんじゃない。少なくとも一般会計の当初予算の10%、私の考えですよ、をいわゆる取り崩した結果として、毎月安定的に残る、5億円ぐらいが残ると、そうすると6億か7億円ぐらいの金額がそれ要と思うんですよ。そこぐらいまではやっけないと安定せんと思うんですよ。どうしてここにならないかですよ。

最近を見ましても、28年度の当初予算では9,000万円基金を取り崩しました。そのうち半分は土地開発公社の清算のための費用でしたから、これは基金を取り崩す全く正当な理由なんです、29年度の当初予算は予算編成ができないからということで基金を取り崩すと。まだその前に28年度の3月の補正予算で財源不足ということで取り崩しをしておいて、一体で考えるなら1億5,000万円取り崩して現在2億2,000万円なんですよ。

28年度の出納閉鎖を見ましたら、繰越金が全部を入れてももとの金額に戻らないほど基金がやっぱり減ってきているんですよ。どうしてそういう原因が一般論なのか私はわからないんですよ。もっとこういった県下で一番悪いって、いつもよくない評判が出る財政の原因の分析をされてはおらんのですか。これから先、どうしてこれを再建しようという計画を持っておられないのですか、これが2つ聞きたいんですよ。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 1点目の基金そのものについては、これもここ10年来、こういう規模で推移をしてきておると。何とかこれしなきゃいけないということで、いろんな各自治体において財政事情は押しなべて同じような状況にあると思いますが、本町もそういう中でもととがこの少ないものがなかなか努力をして、維持をしてきておるといのが現状でありますから、当面はこの前も前回のときもお示しましたように、5億円をとにかく目標に当面は基金のこの造成に向けて取り組んでいこうと、こういうことが今短期の目標として5億円という数字を挙げて、行革の取り組みの中でも示させていただいておるといことでございます。

特にどうしても一般会計からの繰出金等々含めて、かなりこれほどこも一緒じゃないかと言わ

ればそうですけれど、結構な金額に毎年なってきたということも事実であります。財政運営については十分そこを気をつけて、これからも対応していきたいというふうに思っております。

また、新たな税の検討についても、これは行革の中で示させていただいておりますが、この取り組みについても真剣に今協議をさせていただいております、これは後ほどまた河内山議員からの質問もいただいておりますから、またその中でお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますが、何とか一般財源を確保できるように取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 後の質問の答弁で結構ですけど、昔からこの数字が続いているんだと、随分開き直りの答弁をいただいたんですがね。ただ隣の田布施町と比べて見まして、平成20年に基金の残高が3億1,700万円、平生町2億2,800万円、それが先ほど言いましたように、現在では田布施町は7億2,900万円、平生町は3億7,000万円、こういう数字なんですよ、一番近いところと比べたら。

どこのほかの団体、基金全体を見ても、どこも安定的に増加をしてきています、一定程度。周防大島町なんか全く例外だとは思いますが、和木町は11億円から16億円、上関町が21億円から26億円、阿武町が15億円から18億円、どうしてもそれは昔からそれじゃ済まないんですよ。この原因はちゃんと分析しておられるなら、河内山議員のときの答弁でいいですから答えてください。

以上です。

○議長（福田 洋明君） いいですか、答弁。

○議員（11番 平岡 正一君） いいです。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） 6月のクールビズ定例会ということですが、このクールビズも取り入れられてもう大分定着をしまりました。まず、上着を着んでもいい、ネクタイをしなくてもいい、リラックスをして議会に臨むことができるわけですが、しかし、気持ちにはネクタイ、そしてバッチをつけて常に住民第一で臨むということを忘れてはいけないと思います。

そして、この6月から委員会構成も変わりました。私は今までは総務厚生委員を務めてまいりましたが、今回初めて産業文教の所属ということになりました。本定例会もこの木曜日、一応委員会がありますが、所管の皆様にはまた委員会のほうでいろいろ何かとお世話になるかと思いますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、通告により質問をいたします。私は1点で、学校行事についてであります。

最近、近隣の市では、運動会を春に行うところがふえてきているような気がします。急いでは言いませんけど、そういうところもだんだんふえてきているという、春といっても5月の半ば過ぎから6月の初旬ということでもありますけど、そういう学校行事、運動会の変更ということが最近行われてきております。

私たち団塊の世代にとりましては運動会と言えば、秋と言えば運動会、俳句の世界でも運動会ということは秋の季語というぐらいに定着をしておいたわけですが、時代とともに変わってきており、この春の開催ということになったんだろーと思いますが、そういうようないろんな多くの理由があったと思います。

そうした中で、これはもちろん本町はまだ実行されておられませんけども、そういった連絡協議会、県内で似たようなものもあろうかと思えます。そうした中で、こういう取り組みを始めたこのいきさつについては、文科省あたりのテストケース的な指導のようなものがあって春に今やっているということなんでしょうか。それとも各自治体独自の教育委員会等の判断で独自に変更してやっているということなんでしょうか。

県内で一番最初に春の運動会というものに取り組んでから、どれぐらいの年月が経過をしているんでしょうか。そうしてまた、今現在県内の学校で春の運動会を開催している全体の割合というのは、どれぐらいの割合がこれを開催をしているんでしょうか。

まず1点、各自治体の独自の判断か、それとも指導によるものかが1点。そして最初に県内で行われてから何年ぐらいが今経過しているか、2点。そして県内での春開催の運動会の割合は何%ぐらいが開催をしているのか、そういった連絡協議会等で恐らくあろうかと思えますので、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思えます。よろしく。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 運動会についての質問にお答えいたします。

運動会の学校行事は、学習指導要領にのっとって行われております。学校の実態や児童生徒の発達の段階などを考慮し、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように行うことと示されており、各学校の実情に応じて各学校が独自に時期内容について計画しているというところでございます。したがって、文部科学省から指導があったとか、県教委からあったということはありません。各学校が独自に計画して実施しているというところでございます。

運動会の春開催、秋開催については、県内でもさまざまでありまして、小学校ではもう以前から春の小運動会、秋の大運動会と運動会2回実施している学校もたくさんありました。その春の小運動会もありましたので、その名残りということもあるのではないかなというふうに思っております。そういったことも含みますと、初めての春開催が行った経緯とかいうこともちょっとわ



ということがあろうかと思っています。最近は秋、割と涼しいので、割と過ごしやすい運動会になっておりますが、数年前猛暑が起こっているようなときにはぐっと、そのときに秋から春にかわったというふうな学校も幾つかあったように記憶しております。

それから、修学旅行、宿泊訓練、文化行事等の開催時期とのバランスということもあろうかと思えます。そういったものがそれぞれ大きな行事を春に持っていく、秋に持っていくかによって運動会を変更するということが起こってきたかなというふうに思っております。

それから、中には小中学校での合同開催をやっている地域の運動会であるとか、あるいは地域の住民との運動会を合同でやっていくというようなところもございまして、そういったところは共同開催するなどということで時期変更ということも起こってきているなというふうに思っています。

それから、これちょっと目的にもなるわけですが、集団行動や運動の成果の発表じゃなくて年度当初の人間関係づくり、主にちょっとレクリエーション形式に傾いたような運動会をやって、子供たちの人間関係をつくっていくということで、春に持っていくというケースもあるようにも思っています。それぞれの運動会の目的にもよるのではないかなというふうに思っております。

今御指摘のように平生町の小中学校は9月に、幼稚園10月に開催しておりますけれども、この秋開催している理由としては、今小中学校のことを考えておりますのは、一つは年度初めに児童生徒が新しい学校生活に不安を感じる時期でもありますので、学級づくりや授業づくりの基盤を確立するために、落ち着いた環境の中で子供たちの心身の安定を最優先にしたいというのが一つ。

それから、運動会の意義を、1学期学習した成果の発表の場と位置づけて、保護者や地域の方に質の高い演技を披露することで、児童生徒の成長を促したいというようなこと。

また、多分これ中学校においてですけど、春は修学旅行やあるいは中間テスト、部活動の県大会予選などがその時期に集中しているということがありまして、秋に開催しているということもございまして。

それぞれメリット、デメリットございますけれども、その地域、地域の特徴を踏まえてやっていくのがよろしいのではないのかなというふうに思っております。これからも春開催、秋開催、両方ともメリット、デメリットございますので、学校の実情に応じて学校運営協議会とかPTAの方との協議において開催時期、また決めていただいたほうがいいのではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、3回目ということではありますが、確かに私も春ということになると、1年生は入ってすぐ4月の入学して、1カ月あたりでもうやると。こういうことですから、大変だろうなというふうには思っていましたけど、そういうところもふえているということでもあります。

今2回のお答えで、大体はわかったんですが、将来平生町はどういう方向でもし考えておられることがあれば、どういうふうに考えておるということをちょっとお示しをいただきたいと。

これは別に春がいいとかいうことを言うつもりはありませんので、どちらもいい点、悪い点あると思いますんで。ですから一番地域に適した時期が一番いいというふうに思いますが、どういうふうに将来は今あれば、考えておられれば、将来はこう考えているというようなことがあれば、一つお答えをいただいて、私の3回目の質問ということにします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 将来についてでございますけど、先ほど申し上げましたように、各学校の実情等にに応じてやっていくということになろうと思いますが、特にいろんな行事関係も修学旅行等もございますけれど、宿泊訓練等ありますが、そういった施設の関係等の移動とかいうのもありまして、そういったこともありますので、ひょっとすると、その年だけ春開催になるとか、そういった柔軟な対応も必要になってくる可能性もあろうかなというふうに思っています。そういったこともイレギュラーのこともございますので、その年度、年度考えながら、実情に合わせた対応になっていくというふうに思っております。

以上でございます。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時15分からといたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問します。

1つ目の質問は、本年5月13日にマックスバリュ西日本とプロサッカークラブのレノファ山口、及びそのホームタウン自治体が締結した「オール山口 Jリーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」協定についてです。

この協定ですが、12項目あるのですが、この協定の中で特徴だと思うのが、ICカードの活用による地域振興に関することとあることだと思います。

そこで、まず質問ですが、このICカード等の活用について聞きます。

マックスバリュさんのICカードといえば、WAONカードであります。このWAONカードにはいろんな種類があります。私が今年の元旦に徳山動物園に行ったときに、動物園のWAONカード、これをつくりました。表は動物園の絵があつて、裏にレノファのマーク、エンブレムがあつて、徳山動物園とレノファに売り上げの金額の中の一部が寄附されると書いてありました。

こんな地元とつながったカードが平生町にもあつたらいいなと思ったので、後日電話して詳細を聞いてみました。私が動物園で買った、このWAONカードなんですが、御当地WAONカードと呼ばれています。山口県内では、萩、山口、下松、下関、周南、防府の6カ所で作られています。このカードを使って買い物をされた売り上げの0.1%が寄附として、提携している自治体、団体に入る仕組みだそうです。

この御当地WAONカードですが、県内の東部、平生町は岩国も含めて東部のほうはつくっていない、平生町はつくっていないんですが、これを新たな財源づくり、また町のPRとしてつくってみてはどうかと思うんですが、つくれるかどうか可能性をお答えください。

次に、包括連携協定に、9番目に地域防災に関するものとありますので、お聞きします。

平生町の町なかで災害が起きた場合、人口密集地なので、マックスバリュさんの店舗を中心とした災害対応も必要かなと私は思っているのですが、そのためには、マックスバリュさんの店員さんや住民、あと行政との合同訓練とか、そういうものが必要なんじゃないかなと思っっているんですが、この点についての実施へ向けての町の考えをお答えください。よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず最初の株式会社レノファ山口、それからイオングループ、ホームタウンの自治体3者による包括連携協定について関連をして、御当地WAONカードの発行についての御提案という、御質問でございました。

このたびの3者協定でございますけれども、御指摘のように包括協定で、連携内容につきましては12項目、その中にICカード等の活用と、それによる地域振興というのを確かにうたっております。

現実に、御当地WAONカードということで、先ほどもお示しをいただいておりますけれども、県内でも導入をされているところもあるようでございますが、電子マネーの一種で、チャージすることで買い物ができるということで、利用金額の一部を自治体に寄附をしていただいて、地域の活性化につながるのではないかとということでございます。

この御当地WAONカードの発行の要件として、3万枚以上の発行が見込める必要があるというような要件があるようでございますが、そういうことになると、当然、柳井広域の単位で検討してみる必要があるし、先ほども言いましたように、利用額の一部が自治体に寄附ということに

なれば、それなりの効果も見込めるものではないかと思っておりますが、そういったことを含めて、先ほどの12項目の包括連携協定につきましては、この協定を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。大体月1回程度ぐらいを予定をしておるようでございますが、これから、こういった取り組みが可能かどうか、そのことにつきましても、導入の可能性について少し検討を、この協議の中でもしてみたいというように思っております。

また、防災訓練でございますが、この連携協定とは別に、マックスバリュの西日本株式会社、今までのマックスバリュとも防災活動に関する協定書というのを今まで締結をいたしております。その中で、災害が発生し、あるいはまた発生するおそれがあるときは、物資等の供給支援、そしてその平生東店の駐車場を一時避難場所として提供するという事で協定がされております。

ただ、この駐車場については、災害によっては、なかなか利用できないというケースも出てまいります。災害を想定したシミュレーションといいますか、そういうものをしっかり持ちながら、これから合同訓練の可能性を含めて、どのような災害を想定をしながら対応していくのかということについて、お互いの役割分担等も含めて、こういった協議の場で、これからも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 協議する場が定期的にあるということで、その中で段階的に協議されて、実施に向けて頑張ってもらいたいと思います。

このWAONカード、普通にお金を入れて支払いに使うというのは、それでポイントがつくというのが普通、私もそういうふうに使っているんですが、このWAONカードの説明をちょっともらったんですが、先ほど細田議員ですかね、健康マイレージとか、そういうポイントのことをちょっと言われたと思うんですが、そういう地域ポイントですか、ボランティアのポイントとか観光スタンプラリーのポイント、先ほど言った健康のポイントとかも、そういうのも電子マネーのポイントと別に、このカードを利用することができるという機能があるらしいんですね。

もらった資料によると、高砂市のここにポイント事業とかいうので、機械もマックスバリュさんが端末も買ってくれて、それにタッチするとポイントがついてくる。そして、それを市がポイントたまったら、市の御当地の、そういう抽選会に参加できて特産品が当たるとか、そういう活用もできるらしいんですね。こういう電子マネーとは違う、地域コミュニティポイントと、ここでは表現されているんですが、そういうのも協議していただけるんですかね。そこら辺もお聞かせください。

あと、柳井広域で検討、3万枚さばかなきゃいけませんので、最低3万枚、それ柳井広域といっても、マックスバリュさんがあるのは、柳井市さんと田布施町さんだけなんですね。また、その1市2町で話し合う場といたら、柳井広域連絡協議会ですか、そこで話し合うということで



いいんですかね。そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 高砂市の例を挙げながら、今御質問がありました。いろいろな健康マイレージとかスタンプラリー、ボランティアのポイント等の地域の共通ポイントを発行するということになる、地域ICカードを導入して、この御当地WAONカードと一体化したものをやらなきゃいけないということになると、その端末を導入する費用や、今もマックスバリュの話が出ましたが、特定の事業者だけの施策ということにならないように、広域でもいろいろそれぞれ利用できるの、どういうふうな仕組みがいいのかということも含めて、これ大変検討しなきゃいけない課題がたくさんあると思っておりますから、しっかり協議の過程で、そういうものが克服できるかどうかを含めて、協議検討ということになろうと思っております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） いろいろこれからだということだと思しますので、この質問はこれで終わらせようと思えます。協議を頑張ってください。お願いします。

次に行きます。化学物質過敏症について質問します。

まずは、化学物質過敏症というものを聞きになった方が、ほとんどいらっやらないと思えますので、簡単に説明します。

化学物質過敏症は、通常では問題にならないような低濃度の化学物質に過敏に反応して、頭痛、目まい、倦怠感、脱力、体の痛み、腹痛、下痢、鬱症状、集中力低下などの症状を繰り返し起こし、重症化すると日常生活はおろか、仕事や学業など社会的活動が困難になるとされています。原因物質は人によってさまざまで、また複数持っている方も多くいらっやいます。重症な場合は、自宅から一歩も出られない。何度も転居を余儀なくされています。

化学物質過敏症の発症者数について、日本ではまだ調査例が少ないのですが、京都大学大学院教授らは、成人を対象に行った調査から、全国で約70万人と推計しています。子供も含めれば100万人程度になるそうです。

しかし、多数の医者はこの病気に関心を持っておらず、診療できる医師は限られています。このため、更年期障害、精神疾患など、別の疾患として診断されたり、原因不明として放置されている生存患者が多数いるものと見られています。

実際、明らかな体調不良にもかかわらず、医師らに「異常なし」「気のせい」などと言われ続け、化学物質過敏症と診断されるまで、医療機関を何カ所も渡り歩いた経験を持つ方は少なくありません。

化学物質過敏症の発症原因の半数以上が室内空気汚染です。室内空気汚染による健康影響は、シックハウス症候群とも呼ばれています。自宅や職場、学校などの新築・改修・改装で使われる

建材塗料、接着剤から放散されるホルムアルデヒド、揮発性有機化合物などが室内空気を汚染するのです。建築物自体だけではなく、室内で使われる家具、殺虫剤、防虫剤や喫煙なども室内汚染を引き起こし、発症原因になります。

以前、シックハウス症候群が多発して社会問題化したころから、厚生労働省は室内空気の化学物質濃度に指針値を設けました。国立病院機構の一部の病院では、シックハウス症候群を診断できる体制が整備されつつあります。2003年7月には、改正建築基準法が施行され、シックハウス症候群予防のための法規制が始まりました。

また、これまでの調査研究報告結果から、厚生労働省はカルテや診療報酬明細書に記載するための病名リストに、2009年10月1日から化学物質過敏症を登録しました。

このことによって、これまでシックハウス症候群、自律神経失調症、鬱病など、ほかの病名で治療を受けたり、申請をせざるを得なかった障害年金基金においても、化学物質過敏症という正しい病名による認定が増加し、わずかではありますが、生活保障されるケースが報告されています。

しかしながら、目に見えない環境汚染物質の発生や、使用に対する幅広い規制、対策はほぼ無策といっても過言ではありません。

以上、説明が長くなりましたが、質問の1点目は、このような化学物質過敏症の平生町の認識と現状、対策をお伺いします。

化学物質過敏症に対して2点目ですが、質問に対しての2点目ですが、シックスクール対策に関してです。

シックハウスに対して、学校における化学物質過敏症ということで、シックスクールという言葉が聞かれるようになりました。子供にとって安全であるべき学校で、化学物質で子供や教職員が発症したり、または既に化学物質過敏症やアトピー、アレルギーになっていく子供や教職員の症状が悪化するケースです。また、校舎の新築や改修による集団的な健康被害の発生例も多く報道されております。

こういったものは、学校側が協力していただければ改善するケースもあるのですが、平生町の学校のほうでは、今現在どのような状況なのでしょう。平生町の小中学校でのシックスクール対策が、どのような状況なのかお答えください。よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 化学物質過敏症についての御質問でございます。

化学物質が原因で、多種多様な肉体的・精神的症状があらわれる病気のこと、化学物質に反応する度合いは個人差が大きくて、全く出ない人もあれば、人によって症状が異なってまいります。

そういう状況で、他の病例というふうになってきたのかもしれませんが、具体的に平生

町の保健センターなり、あるいは柳井環境保健所等への相談をしてこられたケースはございません。

したがって、どの程度過敏症で、化学物質に対する過敏症がどの程度の方がいらっしゃるのか、現在、その人数を把握できていないというのが現状でございます。

これからもいろんな相談や、住民のほうから、いろんなこういう情報等があれば、対応策を協議をしていくことになろうと思っておりますけれども、今のところそういう状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 学校での、通称シックスクール対策というふうに申しておりますが、シックハウス症候群というような形でも申しております。

お答えいたします。

児童生徒が多く時間を過ごす学校においては、室内空気質による健康障害を発生させない予防的な取り組みが大変重要であるということから、以前から文部科学省では、これまでにマニュアル等を作成して、児童生徒等の健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質による室内空気汚染に関する対策に取り組んできております。

国内では、学校の教室等における室内空気質による健康障害の総称に対して、シックハウス症候群という名称が用いられて、議員お示しのように、ごく微量の化学物質に反応する場合には、いわゆる化学物質過敏症の名称が用いられております。

また、室内空気質による健康障害やその発症原因や症状等がさまざまであることから、それぞれのケースに応じて、児童生徒、保護者、医師等交えて、それぞれの対策が必要になっている特別対応ということで対応しているところでございます。

建築物等についてでございますけれども、特に平生町においての対策でございます。

平生町においては、この問題、大きくクローズアップをされた以降でございます、平成16年度に平生小学校、佐賀小学校及び平生中学校。平成17年度に平生小学校、佐賀小学校において、それぞれ校内環境衛生検査で揮発性有機化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン等でございますけれども、測定を実施しまして、その結果は基準値を大きく下回っております。

マニュアルによりますと、その結果、基準値を大きく下回る場合には、以降、教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査は省略することができるということで、その後の検査を実施しておりません。

また、平成23年2月に完成した平生小学校第1校舎については、環境基準に適合した建築資材等を使用し、完成後も室内空気質の検査を経て引き渡しを受けており、その後において教室等の環境に変化が認められないため、その後の検査は実施しておりません。

なお、各学校においては、毎年度、各校の保健安全計画の中で、平成22年3月に文部科学省が作成した、改訂版学校環境衛生管理マニュアルに基づいて取り組みを行っており、児童生徒の健康的で快適な学習環境が維持されるよう努めているところでございます。

次に、今後の工事も含めましてですけれども、タイルの張りかえ工事等をこれから行われますけれども、環境基準に適合した建築資材や接着剤等使用して、環境に配慮した取り組みを行うということにしております。

今後につきましても、文部科学省が作成しております学校環境衛生管理マニュアルに従いまして、室内空気汚染に関する対策に適切に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） ありがとうございます。

平生町では、そういう化学物質過敏症での相談がないということで、学校も室内空気中の化学物質の指針値もクリアしている。これからの工事も、そういう環境に配慮した資材を使うので大丈夫という御答弁だったと思います。

これで安心、再質問なしとしたいとこなんですが、私の中ではちょっとまだ安心できないところがあって、それで再質問させていただきます。

この化学物質過敏症の原因物質というもの、私たちが日ごろ使っている日用品にも含まれているんですね。横浜に化学物質過敏症支援センターというのがあります。これNPO法人なんですが、この中に、こんなとき発症しやすいという理由が2つ書かれていまして、化学物質を一度に大量に体内に取り込んだとき、これがシックハウスとか、あと書いてあるのが、手術や歯医者に行って治療したときと。

もう一つが、微量でも長期間にわたって体内に取り込んだとき。これ例で言うと、飲食物に含まれる農薬、添加物、あと空気中にある化学物質を呼吸とともに吸入し続けたときとか、そういうことですね。日常生活で、それにずっと触れていれば、発症する可能性もあるということです。

先ほどは公共施設、特に学校のことについてお聞きしたんですが、今度は日用品に関して、ちょっと予防対策ということをしているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

近年、「香りの害」と書いて「香害」という言葉が聞かれ始めています。柔軟剤についている香りなどを不快に感じたり、体調不良にある方が出てきているようです。

2013年の9月に国民生活センターが会見を開き、柔軟剤のにおいについては、においの強さの感じ方には個人差がある。使用量が過度にならないよう配慮する必要があるというメッセージを発表しました。

香料というのは化学的に合成もしくは抽出された物質であり、ガス状に揮発した、このような

物質が鼻の嗅覚受容体に揮発されて、においを感じます。つまり、においを感じているということは、化学物質が体内に侵入しているということと同じです。

香料の種類には幾つかの種類があつて、現在、化粧品用に用いられる香料は4,000種類を超えるとされています。これらの中には、もちろん安全性がしっかり確認されているものもありますが、消費者にその情報を伝える必要のない香料は、その全てが十分な安全試験を行われているとは言えず、高い確率でアレルギーを引き起こすものもあるとされています。

さらに、これらの香料は体内に蓄積してしまうものまであり、血液、脂肪、母乳中から検出されるという結果も出ています。

そのほかにも、内部攪乱作用や発がん性など、香料の健康影響は無視できるレベルのものとは言えず、実際にこの影響で多くの人が体調不良を訴えていることを考えれば、国民生活に警鐘を鳴らすのは当然の流れと言えましょう。

また、化学物質により健康影響を受けている人や支援団体が2013年10月に文部科学省に、学校などにおける香料自粛に関する要望書を提出いたしました。この中で、子供たちが柔軟剤や洗剤などの香料で、アレルギーやぜんそくなど健康状態が悪化し、望む教育が受けられなくなることも挙げています。

それで、こういった動きを受けて、全国で化学過敏症の方がおられますという、こういうチラシがつけられている自治体はつくっています。これは山口県防府市の保健センターです。山口県では、ここだけです。

平生町は作成はしていますでしょうか。していなければ作成して、保健センターに置いていただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康保険課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） この化学物質過敏症の件でございますけども、保健センターのほうにはそういった情報は入っておりませんが、こういったPRのための広報に掲載するというようなことも、今後、住民からの相談とか関係機関からの情報等が入りましたら、協議検討してまいりたいと思っています。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） そういった情報が届きましたら、どうぞ対応のほうよろしくお願ひします。

最後に、化学物質過敏症というか、先ほど家から一步も出られないという方もいらっしゃるということで、先ほど平岡議員が言われた、要配慮者に当たるはずで。

それで、災害時にそういう方に対する配慮という観点から、ちょっとお聞きしたいと思います。

2017年の2月22日の国会の予算委員会にて、ある国会議員が化学物質過敏症の対応について質問されました。この中で強く要望されていたのは、災害地の避難のことなんです、化学物質過敏症の方の。

例えば、熊本の震災で被災した化学物質過敏症の患者さんは、家はどうにか残ったものの、避難する場所もなく、町中が工事で空気が悪く修理もできない。お手上げだったと訴えています。避難所にも入れないんですね。そういう化学物質に過敏に反応してしまうので。これを受けて国会議員の方は、クリーンルームの設置を要望されていました。

2014年の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者名簿を活用することになりました。ここに、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者とあります。その他の部分というのは、市町に任せられているものと思っているんですね。

ということは、化学物質過敏症の方がもしいらっしゃったら、そういう方も避難支援、もう一つ言うと、化学物質過敏症の方は特に少ないと思いますが、食物アレルギーの方も、そういう範疇に入るんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の認識というか、町の認識はいかがなものでしょうか。お答えをお願いします。

それで、あと宮城県仙台市に、アレルギーサポートネットの「あっぷるんくらぶ」というのがあるんです。ここ、こういう「カナリヤからの警告」といって、化学物質過敏症の、こういう太い本を出しているんですが、こういう防災カードセットというのをつくっているんですね。東日本大震災を経験したお母さんがつくった、災害緊急時に役立つ食物アレルギー防災カードセット。

これを少し書きかえれば、化学物質過敏症の人にも対応できるんじゃないかなと私は思っているんですが、これ、ここの団体が無料配布しています。ホームページでちょっと見た限りなんです、まだ多分あると思うので、ここに問い合わせ、保健センターなり、食物アレルギーや化学物質過敏症の窓口になるようなところに、もしくは避難所に置いといたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。よろしくお答えください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 化学物質過敏症については、いろいろ情報提供をいただきましてありがとうございます。しっかり勉強してみたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、3つ目の質問に行きます。平生町公共施設等総合管理計画についてお聞きします。

この計画の基本方針3に、民間企業やほか自治体、住民との連携とノウハウ等の活用・導入と

書いてありますが、この方針を見て私が思いついたのは、観光協会、体育協会の活用ですかね。

それで、平生町観光協会については、現在、産業課の建物がある2階に事務所を構えて、そういう指定管理とかもしていない状況なんですけど、平生町の観光施設といえば、阿多田交流館と特産品センターなんですけど、特産品センター、もう指定管理が入っているんで、阿多田交流館はどうかなと。あと、最近は南蛮樋ですかね。ああいうのも、最近は県の河川のところへ新しくつくられていますので、そういう面でいえば、歴史民俗資料館もいいんじゃないかなと思ったりするんですけど、観光協会はそういう指定管理はできないのでしょうか。

あと、ふるさと納税ですかね。田布施やら大島も、ふるさと納税も扱ったりしています。そういう目でもうちょっと活用できないのかなというもので、ちょっと質問させていただきます。

あと、体育館の管理ですね。今、町の職員の方が2名つかれてやっていますが、それも体育協会さんに管理をしてもらえないのでしょうか。その2点お聞きします。

それで、もう一つは、空き店舗を活用して、図書館をリニューアルしてはどうかという質問です。

曾根にある元ホームセンターですかね、あそこ、まだあいてはいます。図書館はかなり老朽化しているようなので、あの空き店舗を利用して、しかも管理を常に、ほか市町村がやっているように、民間へ委託してやってみればどうかという、ちょっと思いつきな点もありますが、町のお考えをお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 平生町公共施設等総合管理計画に関連をして、観光協会あるいは体育協会等々で公的な施設の管理等ができないかということです。

公共施設等総合管理計画の第4章で、公共施設等の管理に関する基本方針、その中の3番目に、民間企業や他の自治体、住民との連携とノウハウ等の活用・導入ということが確かにうたってございます。

したがって、基本的にはいろんな施設の運営について、指定管理制度を含めて、いわゆる不適切でないものであれば可能な状況ということになっているわけではありますが、具体的に観光協会かどうかという今お話でございますけれども、御承知のように観光協会につきましては、事務局長、これは専務理事等、常勤の役員不在です。事務局長は、ここの産業課長が兼ねていると。事務職員さんが1名。それも月・水・金という今の状況でございます、この観光協会がまずは自主的な運営ができる体力・組織と、こういうものをまずは目指していかなければいけないだろうというふうに思っております。

そして、しっかりした体制ができれば、これからいろんな公的な、そういった面での施設の管理運営というところにも踏み込んでいけるんじゃないかというふうに思っております、なかなか

かそういった意味では、現在の状況の中で対応していくと。あるいはまた、そういったノウハウもございませんので、しっかりこれから体制づくりといいますか、観光協会としての体制をしっかり整備をしていくということが大変大事だというふうに思っております。

阿多田交流館、まあ今、歴民は図書館と一緒に、阿多田交流館も、これは観光施設というよりか、社会教育施設として一つのコミュニティ、地域の皆さんの長年の思いが、ああいう形で結実をしていったという歴史的な経緯もありますし、今、専門委員の方々に、来られた方には説明をいただいておりますという施設でもございますので、なかなかじゃあすぐ観光協会が、ほいじゃやりますよということにも難しいかなというふうに思っております。

あと、社会教育施設なり、あるいはまた図書館等の関係については、教育長のほうからお答えがあると思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 平生町公共施設等総合管理計画についての2点のお尋ねにお答えいたします。

1点目の施設整備や管理運営についての民間活力の導入についてであります。

平生町公共施設等総合管理計画の具体的な取り組みということで、先ほど町長からもございました、基本方針の3に掲げております箱物施設等について、PPPやPFIなどの手法により、効果的・現実的な選択による施設整備や管理運営について民間活力を導入し、ニーズに合ったサービスの提供と財政負担の軽減を目指すことを位置づけされております。

議員お尋ねの阿多田交流館、歴史民俗資料館、体育館の管理委託についてということでございますけれども、阿多田交流館については、平成16年11月に開館されまして、その後、さまざまな建設の経緯がありました。先ほど町長からも御答弁がありましたような経緯がございます。そうした経緯や状況を考えますと、民間での管理委託については慎重に進めるべきだというふうに、当面は考えているところでございます。

また、歴史民俗資料館、体育館につきましては、総合管理計画に基づきまして、今後、財政負担の軽減と効率的、効果的な維持管理を考慮しながら、民間委託導入の是非や委託方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

先ほど議員お尋ねの委託先に、体育協会とか観光協会ということがありましたけれども、それにつきましては、その流れの中で、どのような委託方法が一番いいのか、また委託先はどのような方がいいのかということが検討されるべきだというふうに考えております。

次に、2点目の図書館の空き店舗活用についての質問についてお答えいたします。

平生町図書館は、昭和42年5月に開館しまして、ちょっと失礼して、紙が。申しわけございません、ちょっと紙が散らかってしまいました。答弁続けたいと思います。



図書館の空き店舗活用についての質問についてお答えいたします。

平生図書館は、昭和42年5月に開館、その後、平成3年には2階建てに増築され、現在に至っております。現在、図書館内の蔵書冊数は約7万1,000冊の本がございます。年間貸し出し者数およそ1万8,000人の方が入館され、年間貸し出し冊数およそ7万2,000冊の本を借りておられ、子供から大人まで多くの方が利用されています。町民の暮らしに役立つ図書館として、本整備の充実や住民サービスの向上を図っており、評価も得ているところでございます。

曾根にある空き店舗の活用という御質問でございますが、移転・改装経費等を考えますと、多額の経費を要するということが想像でき、現在のところは考えておりません。

今後、歴史民俗資料館と併設していること、それから増築部分が新しいことから、図書館の改築も含めまして、建物のあり方等について検討していきたいというふうに考えております。

また、民間への管理委託につきましては、公共施設等総合管理計画に基づきまして、今後財政負担の軽減、効率化・効果的な維持管理を考慮して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） ありがとうございます。

観光協会に関しては、町長から体制の強化ですかね、整備というものがお答えいただきました。体制の強化をやられていくというのはもちろんいいと思うんですが、計画立ててどのようにやっていくかという、何年までにできればやってもらいたいとか、町長の御希望というか、そういうのがあればお聞きしておきたいなと思います。

あと、もう一つ、図書館なんですが、改築も含めてやっていきたい、今何か新しい部分のほうばっか強調されたような気がします。古いほうは、たしかもう築50年以上たっているんですね。新しいほうにあるのは、子供向けの本かなんかと思ってるんですけど、古い本の、古い本というか、子供の本以外のとこの建物のところは古いし、冊数もかなりあるので、あちらのほうはかなり早急にやらなきゃいけないなと思ってはいるんですが、新しい建物とあわせて、その場に改築するんであれば何の検討も、何の検討もというか、そこでやればいい話なんですけど、もしほかの場所に建てかえ、今、空き店舗の話はちょっと出なかった、あったはあったですが、今後建てる庁舎の計画がありますよね。その中に図書館の機能も仕込んでいく、図書館を庁舎と一緒に建てたらどうなるのか、ちょっと思い浮かんだんですが、その点はどうなんですか。お聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 観光協会のことでございますが、事務局長がおりますので、事務局長さんから答弁をいただければと思っております。町長がこうせいという形で、いつまでにどうするかということには、なかなかありませんで、事務局長さんのほうから思いがあると思いませんか。

ら、よろしくお願いいたします。（「議長、ちょっと休憩していただけますか」と呼ぶ者あり）

○議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午後3時00分休憩

.....

午後3時01分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

町として今、具体的な観光協会の強化・発展に向けてのプログラムというのは、観光協会のほうで策定をいただいて取り組んでいただいております。そのことについては、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 図書館の建てかえと本庁舎の関係というようなことでございます。

そういう具体的な検討段階に入っておりませんので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） あと最後に、聞いておきたいことが引き続きあるんで聞きます。

この計画なんですが、具体的な建物が何年にどのようにするかというの、まだ書かれてはいないんですね。その点は、庁舎の件に関しては、もう早急にとということで、町長が今回おっしゃられましたけど、ほかの建物については、どんなふうに公表、どのくらいで公表されてて、これから検討していったら、でき次第公表するのか、一遍にある年度にぱっと出すのか、そこら辺がもし行政のほうで決まっていたら、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの件につきましては、今後、個別な計画をつくり、公共施設等総合管理計画の中でお示しをしていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時20分からといたします。

午後3時03分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、一般質問を行います。大きくは2点、1点目は住環境を守るまちづくりについて、2点目が健全な財政運営についてということでお尋ねをいたします。

まず、1点目、住環境を守るまちづくりについて、航空機騒音の調査をということでお尋ねをいたします。

実は尾国・小郡地区、私どもが住んでいる地域では、不定期的に航空機騒音が発生をしております。騒音ということは音、これは主観が非常に左右することですので、私が言う騒音は不快または不安な音ということで定義づけをさせていただいて、町の対応についてお尋ねをさせていただくという趣旨でございます。

実はこの騒音、2014年ごろから不定期的にヘリコプターによるもの、これは私が記録しているところでは主に昼間、ジェット機によるものが主に夜間、特に19時から22時ごろの間に2つ発生したと記録しております。

14年ので最初に私がこれはどうかなと思うのが、まず2014年の9月10日水曜日です。8時34分ごろ、私自宅で夕食中でした。そうすると突然東から西へ爆音、当時私このように記録しているんですけど、恐怖感をあおる音が数秒間、私そのときに10秒程度と書いてるんですけど、テレビの音が全く聞こえないような状態でした。

引き続き9月16日火曜日8時ごろです。今度はプロペラ機、西から東の方向へ尾国・小郡の上空を、これは我慢できる程度の音であったというふうに記録しています。

最近も6月5日月曜日20時28分ごろ、ジェット機の騒音が数秒間と記載しています。ちょっと時間は、私そのときにちょうどほかの用をしております、自宅でテレビを見てゆったりしておりましたので、時計等がへりにありませんでしたので。このときも数秒間テレビの音が遮られていました。いらっとする、6月ですので大変蒸し暑い季節に入ってますので、私ども窓をあけっ放しに至るところしておりますので、かなり外の音が直接的に聞こえるような状況でした。

その後、最近も6月12日月曜日19時55分ごろ、ぱたぱたというヘリの音、約2分ぐらい。これもやはり窓をあけていましたので、かなりうるさいというふうに記録しています。

13日火曜日、連続です、20時25分ごろ、今度はプロペラ機の音です。ごーという音、時間にしては2分ぐらい、これもやはり窓をあけているので多分そうなのかなというふうに思ったんですけども。

14年ごろから住民の皆さん方、最初に初めて聞いたときかなり話題にもなってまして、ああびっくりした、きのう何じゃったんじやろうかというような声から、最近このように具体的に音

が頻繁、不定期ではあるんですけど、住民の皆さん方もちょっといらっとするというんですか、不快に感じる、一体どうなっちゃうんじゃないかという声に変わってきているんです。

私、以前に広島から沖縄へ行くときに、行くときはよくわからなかったんですが、帰りがけは昼間通りますので、ちょうど大星山・箕山付近の上空、沖縄線定期航路になっているようでございます。そういった一帯が下に見えるわちゅうことで、乗った後は割と飛行機、あれは沖縄行きよるんかなというふうに、音も確認しているんですけど。また実際に民間機、いわゆる飛行機の航路を確認するのは今はインターネット上でいろんな情報が公開されていて、フライトレコーダー24というのでそれぞれ軌跡なり、今飛んでいる飛行機の形状も民間機の場合わかるようです。これかなり住民の皆さん方の間では一般の旅客機とは違って、少し遠くで旅客機の場合はおおーというような音がかなり遠くで聞こえているという感じがどなたにでも把握できるんですけども、ちょっとそういう音とはかなり違い、不安とか不快な音に最近住民の皆さん方にも同地区では感じていらっしゃるようでございます。

実際にも声としては最近、先ほども申し上げましたけれども、いらっとするか不快に感じるとか、不安だとか、あまりの爆音は不安、ちょうど夜間の場合は高齢者の方の場合、特に就寝に入るというような、大体8時前後はそういう段階だろうと思うんです。一般の家庭においても夕食中一家団らんの場合というときでございますので、これの不安が増大しているのではないかと思います。これは私の地区だけかもしれませんし、町内では一体どねいなっとなるんかちゅうようなことを、苦情等あるんじゃないかと思うんですけども、そういう苦情件数等、町のほうでは把握されているでしょうか。

また、一地区として尾国・小郡地区、近隣の市の状況等もありますけれども、それは置いておいて、14年ごろから、私も35年尾国には住んでおりますけど、こういうケースは初めてでございます。町として地域の不安、どういうことになっているのか。今までの状況等の報告も含めて、どういうことが想定されているのか。また、不安を解消するのにやはり町の調査をしていたかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、町の所見をお尋ねをまず1点目にさせていただきます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 尾国・小郡地区で2014年ごろからこういった騒音の不安が発生をしておるという状況の、今質問をいただきました。直近の状況については、航空機騒音、御指摘もいただきましたので少し直接調査の指示をいたしました。中国四国防衛局、また岩国海上自衛隊に対して、不定期でということですから、定期的な旅客機とかいうのはわかるんですが、不定期というから米軍関係か、あるいはまた自衛隊関係ということになろうかと思っておりますので、それぞ

れ問い合わせ、照会をさせていただきました。

中国四国防衛局については、これは現在確認中という答えでございます。岩国の海上自衛隊については飛行実績はないということを確認をいたしております。こうした騒音に係る苦情等につきまして、本町としては直接町に苦情は今日までない状況でございます。今回こうして御質問をいただいておりますけれども、これからもこういった航空機の騒音状況については把握に努めて、また調査もしながら対応策については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 調査していただけるようでございますので、少し住環境を守るまちづくりということで、私も尾国に住んでおりますので、調査をぜひどういうふうにするか、また検討していただいて、御回答いただければと思います。一番初めの質問については以上とさせていただきます。

2点目に移ります。

健全な財政運営ということで、2点ほどお尋ねをいたします。1点目は新たな税の検討結果を明らかに、2点目がふるさと納税制度にどう取り組むのかということで、お尋ねをいたします。

まず1点目、新たな税の検討結果を明らかにということで、お尋ねする理由を申し上げます。第6次の行政改革実施計画で新たな税として都市計画税、法定外税として導入の方針を28年度中で終了し、29年度から準備段階へ移行するとされておられます。いろいろときょうも一般質問の中で、財政運営のことについてお尋ねもありましたが、実行計画の中で検討された結果を明らかにしていただきたいと思います。時期を見てまた新たに発表されるというのかもしれませんが、そういった場合だったらそれはいつごろか。結局私が申し上げたいことは、実行計画として皆さん方で市内でいろいろ検討された、第6次行政改革でそういうふうにならなうたわれていらっしやいますから、ある程度新たな税の検討結果を明らかにできるかどうか、お尋ねをいたします。

2点目の理由は、常々先ほども御質問の趣旨の中にありました自主財源の確保という観点からです。私も平岡議員さん同様に、一般論を随分と言われてももうそういう時期ではないのではないかと思います。財政基金が年々減少、当初予算は基金の取り崩しをして予算化をする、先ほども具体的に町の財政基金の残高の合計状況等も少しお示しがありました。財政基金が年々減少、維持確保に努めるというふうなことはたびたび言われているわけですが、ここ数年実現がなされていないのではないのでしょうか。これはやはり新たな税をどういうふうにしたかにも続きますけれども、少しその検討結果を明らかにして議論させていただきたいと思います。

2点目です。ふるさと納税制度へどう取り組むのでしょうかということでお尋ねいたします。実はこの前段に基づく資料は読売新聞の記事をお話します。新聞の記事ですからこの根拠ちゅうのはどうか、新聞が事実かどうかちゅうところから行かないといけない、一応そういう記事が載

っちゃったということで。5月21日読売新聞は山口版で、県及び県内自治体のふるさと納税の現況調査を4月に実施したと書いてあるんですけども、その自治体の聞き取り調査をした結果を記事として掲載をしておりました。これは質問の通告書の中にも書いてあり、御確認はされていると思うんですけども。この記事は28年度のふるさと納税額の実績、そして返礼割合が3割を超えているかどうか、また割合の見直しについて比較調査をしているものです。

平生町は2016年度1,701万円、返礼割合が3割を超えている、そして見直すかどうかということに今年度中に見直しをするというようなことで、お答えを4月にされているようです。それはそれとして、29年の3月議会のことをお話しします。このときに確認をさせていただいたんですけども、返礼割合をアップした新年度予算を御提出され、議会としても議論を経た結果、可決されております。28年の返礼率は40%、29年度は45%という新たな制度設計でふるさと納税に取り組むということで、そのときの説明では商品、いわゆる返礼品3,000円プラス1,500円あとかかるんですけど、これは送料とか箱代がかかる、これは業者さんともお話をして、そうだとということで45%にされたということで。28年度は40%だったんです。その問題が何でそういうふうなことになったか、新聞で報道されたかというのは、実は4月1日付で総務省が全国の自治体へ3回目の返礼割合の見直し、3割以下に抑えるよう通知、過去にもあったんです、このとき4月1日が3度目である。そのときには28年度、29年度アップして、結局45ということで行くということ、庁内会議を経ていったというふうなことで、委員会の会議録でもいろいろと議論はあったけれども、そういうことでやっ払いこうということで、3月の定例議会でこの予算案は可決されたということです。

今度は新聞のほうに行くんですけども、4月に入ってすぐぐらい、5月21日に記事の掲載があったんですけど、4月に実施した読売新聞の聞き取り調査ではもう見直すと、今年度中に。つまり、29年度中に見直しをされるということです。わずか1カ月かそこらぐらいの間に。これ何が問題だったのか、全然わからないんです。新聞の記事によれば、そうだとということで、私もそれを一旦は根拠に挙げますけれども、議会のときにはそういう御説明等は、返礼割合に対する割合のことというのは全然議論もなされずに、40から45、28年から25のときに業者さんとも話をして、送料、箱代等かかっているんだよということで、4,500円ということでやられたわけです、返礼率というのは。

そこで確認したいんですけど、何が問題なのか、町のほうで。こういう聞き取り調査をされた御回答があると思うんです。何が問題なのか、また何が結局見直しの項目なのか全然わかりませんので、この議会でぜひともそのことを公表していただきたいというのがまず趣旨です。

そうすると、地場製品の消費拡大PRとかいうことを見直すと、今度は商品自体の価格3,000円という3割が、例えば今のところだと1,500円送料、箱代でかかるなら、単純

にいて、それはいろいろな形状がありますから、3割にするということは1,500円の中の1,500円ぐらいに想定をしないといけないと。総務省の通知ですから、町長じゃけ多分、いやしっかり考えてやったんで45でやっていきます、ということも期待はしています。ただ、そうじゃないかのように聞きますので、この際しっかりとふるさと納税をどう活用して、皆さん方の善意を平生の町政に対しての財源とされるのか、このままでは結局業者さんとの信頼もなくなっていくんじゃないかというふうに思うんです。

くどういようですが、新聞等でしか情報をいただいております。時系列的に、ふるさと納税への取り組みをどうされるのか、町長さんみずからのお言葉でこの機会、どうされるのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 次に、健全な財政運営について2点、御質問をいただきました。

まず、1点目の新たな税の検討結果について明らかにせよということでございます。

特にこの第6次行政改革大綱実施計画において、この新たな税の検討ということで、平成28年度で検討して、29年度から準備等を進めて、31年度には実施をしていきたいという方向でこれまで取り組みを進めてきたところでございます。

大体行革の取り組みについてはいつもこの6月定例会の後、最終日の全協で報告をさせていただいております、そこで報告をさせていただこうというふうに思っておりましたが、今回こうやって御質問をいただきましたので、先に報告をさせていただきたいと思っております。

この6次行革大綱につきまして、今も申し上げましたように、都市計画税等を含めて再検討を行って具体的な協議を進めてまいりました。途中で、しかしここに来て、一方でこの導入協議とあわせて、国の方針として下水道事業会計を公営企業会計へ移行するように、国のほうから要請がありまして、その判断を下していかなければいけない必要性が出てまいりました。公営企業会計への移行をということで、下水道の経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等、的確に行うようにと国が今進めておるんでございますが、この移行に係る経費については平成31年度までは財政措置が講じられております。平成27年度から31年度まで、この5年間を集中期間というふうに設定を今国がしております、この期間での財政支援があるという状況でございます、当然公営企業会計移行ということになりますと、独立採算を原則でございます。当然受益者負担の原則ということになってまいりまして、使用料の値上げということが必要になってまいります。そうなってくると、使用料の値上げの課題、都市計画税の税の導入と、この同じ下水道区域を対象として二重の負担ということになりかねないということで、これは避けていかなければいけない。しかもこの31年度までに、先ほど言いました国のほうの公営企業会計への移行について、

31年度までということになるともう平成29年と、今年度に基本計画を策定をしていかないといけないという状況になってまいりまして、30年度には会計システムの導入、31年度に条例等の整備を行って、32年度から公営企業会計へ移行という段取りになろうかと思えます。

したがって、新たな税の検討については引き続き検討してまいりますけれども、下水道事業及び漁業集落排水事業の公営会計への移行を優先をして進めていく取り組みを選択させていただきたいと考えております。こういった国の制度等を受けた今回の検討状況ということでございますけれども、今現在一般会計から2億七、八千万、下水道に繰り出していることを思うと、これも公営企業会計に移行することによって一つの財源確保につながっていけばというふうに、大きな目的とすれば財源確保ということでございますから、この方向に向けてこれから基本計画の策定等の準備に入っていきたいというふうに考えておるところでございます。

この新たな税の検討状況についてはそういう方向でこれから取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、ふるさと納税につきましてでございます。

返礼品の件でございますけれども、4月1日に総務大臣からこの通知があったのは御指摘のとおりでございます。このままこういう返礼品の地方団体間の競争が過熱しておると、納税の趣旨に反する返礼品が送付されている状況をぜひ是正をしてほしいと、責任と良識ある対応を徹底してほしいということの趣旨の指導があったわけであります。

3月定例会のときの説明の仕方が不十分だったのかなと今思っておりますが、返礼割合、さっき40%、45%の話が出ておりましたけれども、寄附者に対して商品をお返しする商品の調達代の割合ということで、送料、梱包代等の送料にかかわる経費、これについては返礼割合には含まないということになっております。

3月に議会でお願いをしたのは、報償費の増額の新年度予算で、これは今お話がありましたように送料や宅配業者等による送料の値上げ、梱包資材等を1,000円から1,500円という話をいたしました。基本的には3,000円をベースにして返礼品の割合ということで、取り組みを進めてきておりますし、これからもそういう形でやっていきたいというふうに考えております。4割を超えているのが、実は総務省からも通知がありましたけれども、指摘を受けていたのは返礼割合が4割を超えていたのが1品ありました。これについては見直しをこれから今年度中に見直していこうと、町としても考えていきたいというふうに思っております。したがって、業者さんへの提供というものも信頼関係を損なうことなくやっていけるのではないかとというふうに考えております。これからもふるさと納税、平生町未来戦略でも目標年次をクリアしたということで、今度新たに皆さんの協議会を経て、目標設定を3,000万円という目標を上方修正をさせていただいて、目標達成に向けて今年度も取り組んでいきたいというふうに考えております。



ので、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 再質問をさせていただきます。

新たな税の検討結果のほうなんですけど、要は新たな税、いわゆる都市計画税というふうにおっしゃいましたので、これは一応今後も検討はしていくという理解でよろしいですね。一緒に下水道会計を公営企業会計へ移行する、このほうを優先すると、28年度の一般会計からの繰り出しが約2億8,000万円、このほうが優先だと今の御説明で私も思います。ただ、新たな税の導入方針、検討方策、これは引き続きされるということでもよろしいのかどうか、再確認の意味を含めてお尋ねをいたします。

それと、ふるさと納税のことにに関してなんですけれども、随分と私の勘違いだったんですね、申しわけありません。ただ、私のそのときの委員会での言い方は、返礼率いわゆる40か45かということをお尋ねしているんです。そうすると、割合ですとおっしゃられたように45%ですというふうに御答弁いただいているんです。この辺から何か私もちょっと勘違いをしていたと思うんですけれども。ただし、報償費で経費とか箱代のほうをやられているというのは、それはテクニックの問題ではないかと思うんです。それはふるさと納税に私ら一般的にいうたら民間企業の感覚では、いわゆる商品原価に入ると思うんです。総務省のほうの通達を何度読んでも、そういうことには、返礼率の送料においても、そういうふうを含むというふうに私理解していたんですけれども、大変失礼な言い方なんですけれども、解釈の問題なんですけど、間違いないんでしょうね。再確認の意味を込めて、私の勘違いの原因、委員会の会議録でも割合返礼率は30か45かということになると思いますが、今まではその辺も含めて40だったというふうに私理解をしていました。割合は幾らになりますかと聞いているんです。割合として私が聞いちゃうけど、割合は45というふうに答えられているというふうに解釈できるけど、私はその前に返礼率のことを言うちょっとなんです。くどいんですけど、もう少し丁寧に御説明をいただければ、理解もいただいたんですけれども、いわゆる3,000円、返礼割合3割を超える、このことに関しての一般的な考え方、町の基本的な取り組み、何度も申し上げますけれども、地場製品の消費拡大、PR、そういうことも重々あるわけですから。

もう一度このことはお尋ねをいたします。そして、一番問題なのは寄附というのはあくまでも税によるものだと思うんです。ふるさと納税という税金のようにありますけど、やっぱりその通知の中でも自治体でどういうふうにするか明らかにせいやというふうに総務大臣のほうも言っているんじゃないですか。この辺が欠けているんじゃないかと思うんです。その辺の取り組みも見直される予定があるのか、どうなのか。掲載をされるならホームページ等で掲載されなければいけないと思うんですが。

それと、一番問題なのはふるさと納税の取り扱い、町のスタンス。提案募集要項を見てみますと、結局業者さんに提案せいやちゅうことで、提案書を出してくださいよ、そしたら町としてもふるさと返礼品として登録して、その業者さんの品物をPRとか地場産品として消費拡大にも役立ちますよということなんです。これ全部業者さん任せになっているような気がするんです。いわゆるお礼の品代の支払いについても、請求書を地域振興課宛てに送付しなさいよ、で、町の行政のほうではお礼の品の受領確認し指定の口座に振り込みますよ、で、お礼の品は事業者の責任において発送をお願いしますよ。一緒にせつかくふるさとにある地場産品の消費拡大を基本としてPRしていこうというのに、ともに汗をかくというんですか、知恵を絞って、善意の寄附に対しての平生の気持ちをわずかな金額ではありますがお返しをしようというスタンスが、ふるさと納税の返礼だと思うんです。結局言い方は悪いですけど、業者さんに丸投げのような状態だと思うんです。一緒に商品を育てていくというんですか、つくっていくというんでしょうか、どう行政としてかかわっていくのか。寄附はもらった、返礼品は業者さんに任せて送るということですよ。その典型的な例がお礼の品物の提案書の、お礼の品物の代金のところ、これえぐいですよ、市場価格と希望する価格を括弧書きで書くようになっちゃるんです。実にえぐいです。私の言い方にすればえぐい。市場販売価格が幾らで、町には何ぼで、ふるさと納税したときにはこれぐらいになってるよというのは比較ができます。もうちょっとこれ、お礼の品等は一緒に品物として、お礼の品ですから、町に寄附があつてそれから地場産品の拡大として業者さんも市場販路の拡大ができるというのが趣旨なんですよ。ただどある程度この市場価格と比較するようになっていればどうなのかなという問題も出てきます。一般的に流通している価格と同じだったらいいです。多分見た場合にはそうはならないと思うんです。これだけ割引しちよるけちゅうような、業者さんに無理強いをしているような感じ。一緒に育てるという認識が、つまり一緒に育てるといことは協働の認識というんでしょうか、これこそ一端じゃないかと思うんです。平生町に対する寄附金をいただいた、それに最初はやっていなかったんですから、もう少し考えて実行をされるべきだと、この際提言をしておきますが、再度町の所見をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初の財源確保対策に関連をしますけれども、行革大綱で書かれておりますけれども、新たな税の検討については引き続き検討は続けてまいりたいというふうに考えております。

それから返礼率については、説明が逆にこちらが十分でなかったのかもしれませんが、そのことを含めて、寄附の使い道それから業者の選定、提案等々について、地域振興課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） お尋ねの点に御回答したいと思います。

まず、返礼率でございます。返礼割合について調達価格だということを示されたのは4月1日以降だというふうに思っています。それまでは具体的に総務省のほうから何をもって返礼割合なのかということは示されていなかったということでございます。これはもう調達価格が返礼率だということで明確に私どもは総務省のほうには回答しているというところでございます。

それから、当初の予算につきましては、報償費で組んでおるわけでございます。1万円寄附いただいた場合を想定してということでございます。これが3,000円、これが調達価格ということになります。それから送料、箱代含めて1,500円、計4,500円ということでございます。歳入部分で1,200万円見ているわけでございますので、この報償費の中に含まれているものを45%というふうに回答をさせていただいたところでございます。

それから、先ほどございました申し込みされた方へどういったことに使っていくのかということでもございます。これは総務省のほうからも指導を受けております。寄附者に対してこのことをきちっと公表しなさい、あるいは町民に対しても公表しなさいということでございますので、今申し込みのフォームのほうを変更していくというふうに思っております。どういったものに寄附を扱ってほしいのかという、寄附者のほうのお持ちのフォームにそれを挿入していくということを考えているところでもございます。

それから、ふるさと納税の提案についてでございますけれども、これはあくまでも広報等を通じてお願いするというスタンスでもございますけれども。やはりそれだけではなかなかふるさと納税のお礼の品が集まってこないということもございますので、私ども出向いて行ってこんなものはどうですかということは、何点か逆にこちらのほうから御提案をさせていただいて、新年度に入りましても5点程度新規のお礼の品を新たにいただいたということもございます。調達価格と市場価格というような書き方がえぐいというようなお話もございましたけれども、これはあくまでも参考ということで、ふるさと納税のほうに協力してもらえないかということで、そういうホームを設けているわけでございますけれども。これは自由記載ということで特に強制的に書きなさいということは求めていないというところでございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 1点だけ、これが通信販売に相当するかどうかということはやっと不明なんですけど、いわゆる通信販売業では市場価格とか市場販売価格をあわせて併記するというのは禁止されていると思います。通信販売事業法では、いわゆる市場価格、一般価格とを比較して。これがそれに該当するかどうかということ自体は疑義があるところではございます

が、一般の民間市場、そういう類いで今ネット通販の時勢は流れている、販売価格等を不当にするという可能性があるもんで。これ調べていただいたらすぐわかると思います。そのことだけはお知らせをしておいて、質問は終わります。

以上です。

○議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 町長の行政報告の中で、新庁舎整備に関する御発言がありました。全協でも一応お話をいただきましたが、私ちょっと時系列的ではなくて条文的にわかりませんので、少しお尋ねをいたします。それは、平生町公共施設等総合管理計画との兼ね合いでございいます。

29年の3月に平生町公共施設等総合管理計画を策定をされていらっしゃると思います。この計画の対象範囲は町の所有する箱物施設、インフラ施設等を含む全ての公共施設を対象にするということで、庁舎も当然対象になっている旨で、その所管は総務課だというふうに記載もされております。それでこのたび新庁舎の整備に当たって、聞き間違いかもしれないんですが、基本構想・基本計画、これらを含めて業者へ委託したい、さらには9月補正でというようなことをおっしゃいました。まずこの言葉自体がよくわかりませんので、御説明いただきたいんですけれども。

そのことに関しては熊本地震を契機に庁舎の耐震性が随分問題になり、緊急保全事業として自治体へ新たな交付制度が実施されたということで、御説明がありましたので少し詳しくこの要件とか補助率とか。全国的に多数あると思うんです、こういう庁舎の耐震化というか耐震に不安な施設が。結局早くしたほうが有利なんではないかと思うんですけれども、その辺の状況も含めておわかりになる範囲で結構です。要件、補助率等そしてこの基本構想・基本計画なるものはどういう内容のものなのか。いわゆる根本は業者さんへ委託するようなものなのか。計画をもう立てていらっしゃるよね、先ほどの平生町公共施設等総合管理計画、3月ですけど、総務課でも随分と御検討されていかれるのか。その整合性がよくわからないんです。

もう少し詳しく言っていたがないと結局、基本構想・基本計画なるものを決めた後、私たち議会としてはどうかかわりを持っていかなければいけないのか、非常に不安をしております。今後逐次、御報告をされるということをおっしゃってはいますけれども、総合計画を例にして申せば、町の基本構想には町の議決は要りますが、計画自体については議会の責任の所在、町のほうも提案の理由はない、そういう基本構想・基本計画なのか、よくわからないんです。

また、業者へ委託するというのも今までの議会での一般質問においてもかなり喫緊の状況とい

うことで、ある程度練っていらっしゃると思うんですけども。私たちの庁舎、私たちのまちづくりの端的な象徴であると思うんです、庁舎は今後。例えば新しい通りをつくるとか、新しいにぎわいをつくるとか、新しい拠点として非常に重要な庁舎になるんじゃないか。また避難所としても想像するんですが。

これらの思いというのは業者さんへ委託、いわゆる委託されるコンサルさんとは思うんですけども、その後の流れ、それを決める前段階ではどういう協議が行われているのか、少し不安に思いましたので、その辺のところわかる範囲のところを、9月に改めて提案されるとは全協のときに申されましたけれども、この際ぜひ公表、発言をお聞きさせていただければと思います。

以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を4時20分とします。

午後4時06分休憩

午後4時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。吉賀副町長。

○副町長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問にお答えをさせていただけたらと思います。

まず、このたびの国が創設いたしました市町村役場機能緊急保全事業でございますが、これにつきましては町長の行政報告でも御報告させていただいておりますとおり、昨年の熊本地震により今業務継続が確実に進むためには、業務を行う場である庁舎が災害時において有効に機能しなければならないということが1つの大きな国の創設の流れになってきております。対象事業については、昭和56年の新耐震基準導入前に建設された本庁舎の建てかえ、それと要件については公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建てかえ後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものという要件がございます。

それと、財政措置につきましては、地方債の充当率、起債対象経費というのが基本があるんですけど、これの90%以内で、いわゆる財源措置というのが交付税措置でございます。これが先ほど言いました起債対象経費の75%を上限といたしまして、元利償還金の30%を基準財政需要額に算入するという内容でございます。それと、基本構想・基本計画でございますが、これはこの新庁舎を建てる際の基本構想・基本計画という内容でございます。この目的でございますけど、新庁舎の機能や規模、建設計画に関する考え方等について、いわゆる町民の安全安心の確保、また親しみを持たれる新庁舎の建設基本構想、建設基本計画を作成することを目的としております。

作成に当たりましては、現在の本庁舎等の現状把握と課題の整理を行って、新庁舎に求める機能と配置、規模及びフロア構成等検討して、今後予定している基本設計の要件について整理する

ものでございます。この取り組みの年度につきましては、先ほど言いましたように、32年度までということでございます。

今のスケジュールで言いましたら、先ほど言いましたように基本構想・基本計画をこのたびつくりまして、その後実施設計とか建設とかそういった年度を考えたら、今の29年度に基本構想・基本計画、この新庁舎に当たりますそういったものをつくって、30年度から基本計画に基づいたいろんな設計等やって、32年度の建築の取り組みに当たるという流れで、今時間がないうということもございまして、そういったことでぜひとも9月補正で補正をお願いしたらということで、今スケジュール的には考えているところでございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号平生町介護保険条例等の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月20日の本会議を休会といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって日程を変更し、6月20日の本会議を休会といたします。したがって、本日の議事日程に日程第8、委員会付託を追加いたします。

---

### 日程第8. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第8、お諮りいたします。

議案第1号を会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、総務厚生常任委員会に付託したいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は総務厚生常任委員会に付託することに決しました。

なお、私議長においては総務厚生常任委員会の所属を辞退させていただくことで御了承願います。

---

○議長（福田 洋明君） 次の本会議は6月27日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時26分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一



---

平成29年 第3回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成29年6月27日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成29年6月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平生町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第3 同意第1号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第2号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第3号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第4号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第5号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第6号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中における委員会の所管事務調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平生町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第3 同意第1号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第2号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第3号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第4号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第5号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第6号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中における委員会の所管事務調査

---

出席議員(11名)

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 渕上 正博君

9番 細田留美子さん                      10番 河内山宏充君  
11番 平岡 正一君                        12番 岩本ひろ子さん  
13番 福田 洋明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君                              書記 天艸裕太郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
地域振興課長	藤田 衛君	町民福祉課長	石杉 功作君
税務課長	岡村 茂樹君	健康保険課長	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			兼末 仁君

---

午前10時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、中本敦子議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 議案第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平生町介護保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

6月19日の本会議において、総務厚生常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。松本武士総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） それでは、総務厚生常任委員会に付託された案件について御報告申し上げます。

総務厚生常任委員会は、6月23日、委員会室において、本会議から付託された案件を町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。審査の結果、議案第1号は全会一致で可決すべきとなりました。また、審査の中で介護職員の就労状況に対する質疑に対し、労働条件などにより職員を募集しても思うように集まらない状況が報告されました。委員からは、団塊の世代が介護を必要とする時代に備え、早目に対応を考えておくようにとの要望がありました。

次に継続調査案件の調査を行い、医療費の無料化における所得制限のあり方、子育て支援を所管する課の整理、旧熊南地域休日診療所の施設の今後の扱いなどの協議がありました。継続調査案件は、現在の6項目に新庁舎整備についてを……。

〔「付託議案だけ」と呼ぶ者あり〕

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） 先ほど申し上げました継続調査案件の件はここで報告ではありませんでした。失礼いたしました。削除をお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。申し訳ありませんでした。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、議案第1号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第1号に対する委員長の報告は、「可決すべき」であります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3. 同意第1号

日程第4. 同意第2号

日程第5. 同意第3号

日程第6. 同意第4号

日程第7. 同意第5号

日程第8. 同意第6号

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第3同意第1号から、日程第8同意第6号の平生町農業委員会委員の任命についてを一括して議題といたします。

まず、町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員のみなさん、おはようございます。

去る6月19日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

そしてたゞいまは、条例1件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

梅雨入り以来、降雨量が少なく農作物への影響等も懸念しておりましたが、先週から、やっとこの時期特有の梅雨空に戻りつつあるところでございます。じめじめとした不快な季節ではありますが、日本の食文化と密接に関連した大切な季節でもあるだけに、適度な恵みの雨を期待したいところであります。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件6件でございます。

それでは、同意第1号平生町農業委員会委員の任命についてから、同意第6号平生町農業委員会委員の任命についてまでを一括して御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、平成28年4月に施行された新たな農業委員会制度において、経過措置の適用により、これまでの執行体制を継続してきたところであります。このたび、現在の農業委員会委員が任期満了を迎えることから、改正後の農業委員会等に関する法律、並びに平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に基づき、次に申し上げます6名の方々を新たに農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、提案しております方々の履歴につきましては、議案裏面に添付しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、同意第1号におきましては、平生町に在住の内山壮二氏でございます。

内山氏は、昭和44年8月から平生町役場に勤務され、平成13年3月に退職されてからは、専業農家として、また18年からは認定農業者として農業に従事されています。14年7月から平生町農業委員会委員を務めておられ、23年7月からは会長職につかれています。

続きまして、同意第2号におきましては、大野北に在住の金福博子氏でございます。

金福氏は、家業の農業に従事されており、平成23年からは認定農業者でもあります。22年11月からは山口県農家生活改善士、24年6月からは南すおう農業協同組合理事、27年7月からは平生町農業委員会委員、28年4月からは平生町農山漁村女性連携会議の会長の任に、それぞれつかれておられます。

続きまして、同意第3号におきましては、平生町に在住の瀬尾純夫氏でございます。

瀬尾氏は、昭和57年4月から山口県庁に勤務され、平成27年3月に退職されてからは、平生町民生委員児童委員に任命されるなど、町行政への御協力をいただいております。このたび農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者、農業に従事していない委員が含まれるようにしなければならないことになりましたので、瀬尾氏につきましては、この要件を満たした農業委員会委員として任命したいと考えております。

続きまして、同意第4号におきましては、宇佐木に在住の富田康史氏でございます。

富田氏は、昭和44年4月から平生町農業協同組合に勤務され、平成23年3月に退職されてからは、専業農家として、28年からは認定農業者として農業に従事されています。23年7月からは平生町農業委員会委員、24年6月からは南すおう農業協同組合理事として務められています。

続きまして、同意第5号におきましては、堅ヶ浜に在住の弘中和生氏でございます。

弘中氏は、昭和48年4月から柳井市役所に勤務され、平成21年3月に退職されてからは、専業農家として、27年からは認定農業者として農業に従事されています。24年7月からは平生町農業委員会委員、27年6月からはひらお特産品センター協同組合代表理事を務められています。

続きまして、同意第6号におきましては、小郡に在住の吉崎秀和氏でございます。

吉崎氏は、昭和55年4月から平生町農業協同組合に勤務され、平成元年3月に退職されてからは専業農家として、9年からは認定農業者として農業に従事されています。11年7月からは平生町農業委員会委員、17年11月からは指導農業士、23年7月からは平生町農業委員会職務代理を務められています。

以上6名の方々におかれましては、どなたも、農業委員会委員としての見識を十分備えられており、適任者であると判断をいたし、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号平生町農業委員会委員の任命についてから、同意第6号平生町農業委員会委員の任命についてまでの説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

同意第1号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第2号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第2号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第3号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第3号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第4号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第4号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第5号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第5号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第6号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第6号は、原案に対し同意することに決しました。

---

#### 日程第9. 議員派遣について

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第9、議員派遣を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配布の文書のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配布文書のとおり派遣することに決しました。

---

#### 日程第10. 閉会中における委員会の所管事務調査

○議長（福田 洋明君） 日程第10、閉会中における委員会の所管事務調査を議題といたします。会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあった案件を閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のあった案件を閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第3回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時17分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 中 本 敦 子